

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(1) 島根県自然環境保全地域等の保全

(1) 事業目的

「島根県自然環境保全条例」に基づき、学術的価値の高い優れた自然の存する6地域を島根県自然環境保全地域（資料編参照）に指定しており、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施しています。

(2) 取組状況

飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されていることから、地元ボランティア等の協力を得ながらヨシやノイバラなどの除草作業を実施し、自然再生に取り組んでいます。

また、国立公園三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生に取り組んでおり、水面の回復とカキツバタ自生地（県指定天然記念物）の生育環境の改善を図っています。カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになっていることから、地元を中心としたボランティアの協力を得て、除草作業などを行っています。

※1. 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(2) 身近な自然の保護と活用

(1) 事業目的

規模は大きくないものの、貴重で身近な自然を、「みんなで守る郷土の自然」選定地域等に選定し、地域住民と連携して保護・活用に取り組んでいます。(資料編参照)

(2) 取組状況

昭和62年度から身近な自然環境の中に点在している貴重な自然や地域のシンボルとして守られている自然を「みんなで守る郷土の自然」として、現在56箇所を選定しています。

居住地及びその周辺で身近な自然が残されており、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道等を「みんなでつくる身近な自然観察路」として49箇所を選定し、自発的な活動を支援しています。

このほか、地域住民自らが守り育て活用している身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」として2箇所を選定しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(3) 自然保護意識の普及・啓発

(1) 事業目的

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、広報紙やホームページ等により自然保護意識の普及啓発に取り組むとともに、生物多様性の重要性や自然保護思想の普及啓発を行っています。

(2) 取組状況

地域に根ざした自然観察会を開催する指導者の人材育成を目的に、県内各地で自然観察ガイド養成研修会を開催しています。

希少な野生動植物の保護を目的に、「島根の希少な生きものたち」の映像及びリーフレットを作成しています。

また、環境省では、生物多様性の保全上重要な地域が選定されており、これらの周辺で開発行為などが行われる際に考慮されることが期待されています。(資料編参照)

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6377

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

1. 優れた自然の保全

(4) 小豆原埋没林の保存と利用

(1) 事業目的

三瓶山の小豆原地区に存在する埋没林は、約4000年前の三瓶山の噴火により巨木が埋没したものであることが、調査により明らかとなっています。縄文時代の森の様子を知ることができる貴重な史料であることから、国の天然記念物に指定されるとともに、出土した場所を「三瓶小豆原埋没林公園」として整備し、保存と活用を進めています。

(2) 取組状況

平成19年度からは各分野の専門家による「三瓶小豆原埋没林保存検討委員会」を設置し、保存活用方法の検討を行い、平成31年2月に「三瓶小豆原埋没林保存活用計画」を策定しました。

令和元年度は、三瓶小豆原埋没林保存活用計画に基づき、ガイダンス施設の整備や埋没木の保存対策の検討を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-5347

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

(1) 事業目的

我が国の四季折々の自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくため、国立・国定公園や県立自然公園を指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐諸島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、三瓶山、中国山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域に、海城公園地区5地区と普通地域が指定されています。（資料編参照）

(2) 取組状況

大山隠岐国立公園、国定公園、県立自然公園等、それぞれの特性に応じた自然環境の保全や希少野生動植物の保護を通して生物多様性の確保に努めるとともに、自然公園や自然学習施設等を活用して、県民が身近に自然とふれあう機会を増やす取組を行いました。

※1. 自然公園

優れた自然の風景地として、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき指定された地域。自然公園の区域内では、様々な規制により自然を保護する一方、多くの人々に豊かな自然とふれあい、自然の大切さについて、理解を深めてもらうよう利用の増進も図られています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6172

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(2) 自然公園の保護

(1) 事業目的

県内には、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が11箇所あります。

自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

特別地域等で一定の行為を行うにあたっては、事前に国立公園区域内では環境大臣、国定公園・県立自然公園区域内では知事や市町長に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。

(2) 取組状況

令和元年度は国定公園及び県立自然公園で47件の許可処分を行いました。

4月29日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけました。(資料編参照)

(3) 参考情報

しまねの自然公園

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shimane_kouen/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0872-22-6377

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(3) 自然公園の利用

(1) 事業目的

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用される場所です。本県では、2016年7月に大山隠岐国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定され、現在、県内4地域の国立公園とその周辺地域において、国内外からの来訪者を増加させる取組みを行っています。サイクリングやトレッキング、シーカヤックなど豊かな自然を活用した体験メニューを造成し、県内の自然公園等の魅力をさらに向上させ、また、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう受入環境の整備を図っています。

(2) 取組状況

令和元年の自然公園の利用者数は、大山隠岐国立公園が約850万人、国定公園が約13万人、県立自然公園が約313万人でした。(資料編参照)

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6172

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進

2. 自然公園の保護と利用

(4) 自然公園等の施設整備及び管理

(1) 事業目的

自然公園等を訪れる利用者に、安全・安心で快適な利用環境を提供するとともに、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修等を行っています。また、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行っています。

(2) 取組状況

自然公園等を訪れる利用者のための施設（自然歩道、駐車場及び公衆トイレ等）の整備を、国、県及び市町村が連携を取りながら進めており、令和元年度は自然歩道や駐車場、休憩所・公衆トイレ等の再整備を行いました。また、平成25年豪雨災害・平成30年豪雨災害により被災した県西部の自然公園施設の復旧工事を行いました。更に、歩道の転落防止柵や路面・標識、トイレの設備等の部分的な維持補修、並びに、倒木処理や修景伐採を行いました。

自然公園内の固有施設の管理については、市町村に管理を委託するなど、安全・安心で快適な利用を図りました。また、自然公園内でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域の美化清掃経費について、市町村に自然公園美化清掃交付金を交付しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6172

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

3. 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(1) 自然とのふれあい機会の増進

(1) 事業目的

自然公園などのフィールドや自然体験学習の拠点施設を活用して、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しています。

また、多くの人々の自然とのふれあいや、自然への理解を深めることを目的として、ボランティアを交えた各種行事を実施しています。

(2) 取組状況

① 自然系博物館などの活用

三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設や自然公園などのフィールドを活用して、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しました。また、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の管理運営にあたっては、それぞれ、公益財団法人しまね自然と環境財団、公益財団法人ホシザキグリーン財団、公益財団法人しまね海洋館を指定管理者とし、自然教育の場として利用の促進を図るとともに自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

② 自然とふれあう行事の実施

4月15日から5月14日までの1か月間を、国民一人ひとりが自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむという趣旨から、全国的に「自然とふれあうみどりの月間」とされ、自然とのふれあいに関する各種行事が実施されました。

7月21日から8月20日までの1か月間に、自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地においても自然に親しむ各種の行事が実施されました。この期間中、自然公園指導員環境省自然環境局長表彰の伝達式を行いました。

10月の1か月間を、多くの人々が全国の長距離自然歩道をはじめ自然や文化に恵まれた自然歩道を歩くことを通じて、自然とふれあい、自然への理解を深めることを目的として「全国・自然歩道を歩こう月間」とされ、各種行事が実施されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6172

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

3. 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(2) 中国自然歩道の利用促進

(1) 事業目的

中国自然歩道※1は、中国5県の美しい自然や文化的遺産を一本の道で結んだ総延長2,294.8kmの長距離自然歩道です。島根県内には昭和52年～昭和57年度（平成4、平成21年度に見直し）に策定した総延長654.5kmの自然歩道があり、本線ルート546.7km（美保関—一畑薬師—大社—立久恵—三瓶—温泉津—川本—浜田—匹見—津和野）と南北ルート107.8km（一畑薬師—斐川—木次—吾妻山）があります。こうした中国自然歩道の維持補修等を行いながら、利用促進を図っています。（資料編参照）

(2) 取組状況

通常のパトロール、草刈等の管理を市町村等に委託するとともに、災害や老朽化によって破損した箇所¹の維持補修等を実施しました。

中国自然歩道を多くの方に知ってもらい、ハイキング等での利用促進を図るため、17種類のパンフレットを作成し、モデルコースや見どころ等を紹介しています。

※1. 中国自然歩道（長距離自然歩道）

自然の中を歩くことにより、地域の豊かな自然や歴史、文化に親んでもらい、あわせて自然保護に対する意識を高めてもらおうという趣旨で、環境省が路線決定し、都道府県や市町村が整備・管理している歩道。

8圏域（東海・九州・中国・四国・首都圏・東北・中部北陸・近畿）で昭和45年から順次整備され、現在整備中の北海道自然歩道と東北太平洋岸自然歩道が完成すると、全国ネットワークが完成。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6172

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

3. 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(3) ボランティアの活躍

(1) 事業目的

島根県自然保護レンジャー制度などを推進し、県民と連携・協働しながら、自然保護活動、自然公園等の美化や適正な利用を促進します。

(2) 取組状況

① 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方157名を第18期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成30年度～令和元年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

② 自然公園等ボランティア整備

ボランティア団体や地域団体などの県民との協働事業により、自然保護の普及・啓発や自然公園等の整備を行っています。令和元年度は、竜頭八重滝県立自然公園において自然観察会を開催するとともにパンフレットを作成しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第1節. 自然とのふれあいの推進

4. 隠岐ユネスコ世界ジオパークの活躍推進

(1) 事業目的

隠岐諸島は平成21年10月に日本ジオパークに、平成25年9月には世界ジオパークに認定されました。また、平成27年11月には世界ジオパークの事業がユネスコの正式事業となりました。

認定を受けたジオパークは4年に一度、保全保護・教育・観光への取り組みなどを中心に再認定の審査が行われます。隠岐ユネスコ世界ジオパークは地質の素晴らしさに加え、ジオパークを分かりやすく伝えるガイドの養成などが評価されて、平成30年1月にユネスコ世界ジオパークとして再認定されました。

(2) 取組状況

島根県は、一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や地元町村等と連携して、情報発信の強化、多言語対応の強化、来島者の満足度向上、地域への啓発向上などに取り組んでいます。

※1. ジオパーク

地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産だけでなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園のこと。

※2. ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、世界ジオパークネットワーク及びユネスコの審査を経て認定された地域であり、令和2年7月時点で、44か国、161地域が認定されています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島の9地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。令和2年10月時点で、上記9地域の他、南アルプス、恐竜溪谷ふくい勝山、白滝、伊豆大島、霧島、盤梯山、下仁田、白山手取川、秩父、男鹿半島・大潟、箱根、佐渡、銚子、八峰白神、四国西予、ゆざわ、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とちぎ鹿追、南紀熊野、立山黒部、苗場山麓、Mine秋吉台、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓、下北、筑波山地域、浅間山北麓、鳥海山・飛鳥、島根半島・宍道湖中海、萩の34地域、計43地域が認定されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-5724

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節. 生物多様性の確保

1. 野生動植物の保護対策

(1) 「しまねレッドデータブック」の発行

(1) 事業目的

しまねの豊かな自然環境や多様な野生動植物を守る基礎資料として、「しまねレッドデータブック」を発行しており、特に絶滅の危険性の高いものを中心に生息・生育地の調査等を実施しています。(資料編参照)

(2) 取組状況

平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行し、概ね10年を目処に改訂を行っており、平成24年度に「改訂しまねレッドデータブック2013植物編」(掲載種数394種)、平成25年度に「改訂しまねレッドデータブック2014動物編」(掲載種数550種)を発行しました。

次期改訂に向けて、絶滅危惧種の情報収集を行っています。

(3) 参考情報

しまねレッドデータブック

<http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/>

※1. レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物を選定し、それぞれの種の絶滅危険度を評価したカテゴリー分けを行い、生態や分布、保全状況、影響を与えている要因等の情報を記載した図書のこと。

国際自然保護連合(IUCN)、環境省、都道府県等が発行したものがある。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

1. 野生動植物の保護対策

(2) 自然保護の調査・情報整備と活用

(1) 事業目的

島根県の希少野生動植物の保護のため、「しまねレッドデータブック」掲載種を中心とした調査の実施や情報の集積を実施しています。

また、それら集積した情報を用い、開発事業者に対して、希少な野生動植物に関する情報提供と保護に関する指導を実施しています。

(2) 取組状況

① 調査と情報収集

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境調査や、既存データの収集整理を行っています。令和元年度は、魚類を中心とした河川の生物調査を行いました。

② 環境に配慮した工事の推進

調査結果と収集した情報については、データベース化を行い地図情報として整理し、各種の開発協議や大規模工事等における各種事業計画の照会に対し、貴重な野生動植物の生息情報の提供と自然環境への配慮に関する助言を行うなど、環境に配慮した工事の推進に活用しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節. 生物多様性の確保

1. 野生動植物の保護対策

(3) 希少野生動植物の保護対策

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承しています。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」を5種指定しています。

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境のモニタリング及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、保護対策協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。(資料編参照)

【担当課】

所属名	問い合わせ先
自然環境課	0852-22-6516

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

2. 野生鳥獣の保護管理対策

(1) 事業目的

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」※1に基づき策定した第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年度～令和3年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」※2に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ・ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ③ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑤ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

(2) 取組状況

令和元年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 令和元年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は資料編：表1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校35校、応募数436点）、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（松江市内、出雲市内）を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。
- (2) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、ガンカモ類の生息調査を実施しており、主要地域（中海・能義平野・宍道湖・神西湖・神戸川・蟠竜湖・高津川）での調査を令和2年1月12日に、その他地域（県内全域）を令和2年1月5日から19日の期間に実施しました。（資料編：表2）
- (3) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの6名により鳥類12件の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では出雲北山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺に出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、鳥獣専門指導員5名を配置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

※1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

※2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農林水産総務課（鳥獣対策室）	0852-22-5160

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物多様性の確保

3. ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境保全」と「賢明な利用」の推進

(1) 事業目的

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約※1湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「環境の保全」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、貴重な地域資源を活用した地域振興を進めます。

(2) 取組状況

令和元年度に実施した主な事業は次のとおりです。

・中海・宍道湖一斉清掃

条約の趣旨である「環境の保全」と「賢明な利用」に対する地域住民の意識高揚を図るため鳥取・島根両県、沿岸自治体、住民等の参加により「中海・宍道湖一斉清掃」を環境月間である6月の第2日曜日に実施しました。

【参加者数：6,665人】

・子どもラムサール交流会

次世代の湿地保全を担うリーダーを育成するとともに、他のラムサール条約登録湿地との交流ネットワークを形成することを目的として、両湖周辺で活動する子どもたちと他の登録湿地で活動する子どもたちとの交流学习を鳥取県と共同で8～9月に実施しました。

【交流先：藤前干潟（愛知県）】

・大型水鳥普及啓発

宍道湖及びその周辺に訪れる大型水鳥類の魅力や重要性を周知するため、国土交通省出雲河川事務所及び沿岸市等と共同で「宍道湖・斐伊川環境フェア」を令和2年2月に出雲市で開催しました。

【来場者数：約500人】

また、冬季の宍道湖に生息、飛来する水鳥や水辺に関心をもってもらうため「水鳥観察会」を令和元年12月に宍道湖周辺の観察スポットで実施しました。

【参加者数：31人】

※1. ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全

(1) 事業目的

森林は、水源かん養※1や土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、再生産が可能な資源である木材の生産機能や森林の二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

(2) 取組状況

県では森林関連施策や森林整備の基準・目標等を示す地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り※2、間伐※3などの費用負担の軽減や、林道・林業専用道・森林作業道などの路網整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

特に重要な役割を果たしている森林については、保安林※4に指定し、その機能が失われないように開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。また、森林病虫害被害については、被害木の駆除や樹種転換により森林機能の回復を目指した森林の再生を行っています。

※1. 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のこと。また、水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っています。

※2. 下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施します。

※3. 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。

※4. 保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
森林整備課	0852-22-6544

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(2) 水と緑の森づくり

(1) 事業目的

水源かん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

(2) 取組状況

- ① 県民参加・生活環境を守る森づくり
集落周辺里山整備事業
(集落住民と森林の専門家が行う里山点検をもとに行う森林整備)
再生の森事業
(荒廃森林の再生)
県民参加の森づくり事業
(県民提案型の森林保全・利用・学習活動支援)
- ② 森づくり推進
森づくり情報交流、人材養成など
- ③ 森と木を未来につなぐ取組
高校生に向けた林業就業講座事業
(林業講座や体験学習により進学や就職へつなげる取組)
しまねの山をつくる種づくり・苗づくり事業
(県立緑化センターの種子供給能力の向上)
しまの森と木の魅力を伝える事業
(魅力発信、県立ふるさと森林公園の機能強化整備)

(3) 参考情報

上記取組の詳細情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mizumori/mizumori/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
林業課	0852-22-6003

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(3) 農地保全対策の推進

(1) 事業目的

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の8割以上を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備に当たっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

(2) 取組状況

① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や防災安全施設などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

令和元年度事業実施地区数 7地区

② 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農村整備課	0852-22-5143

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節. 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(4) 環境にやさしい農業の確立

(1) 事業目的

本県では、「しまね食と農の県民条例」（平成19年2月）において、地域の特色に応じた人と環境にやさしい農業の展開を経済活動と両立させながら県民全体で取り組む循環型農業（＝『環境農業』）の推進を図っていくこととしています。

(2) 取組状況

① 推進事業

ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催【農畜産課】

学識経験者、流通関係者、消費者等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、有機農業の推進や島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 有機農業に関する啓発・研修の実施【産地支援課】

県民の有機農業への関心を高めるため、新聞やテレビコマーシャルなどによる情報発信、小売店と連携したPRキャンペーンの実施、小学生を対象として食育講座の開催等を行いました。また、有機農業実践者の技術向上や販売力強化のための研修会を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置【産地支援課】

隠岐支庁、各農林振興センターで、有機米や有機農業の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

② 農業用廃プラスチックの適正処理【農畜産課】

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、県内10の地域協議会等でのリサイクル処理を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-5112
産地支援課	0852-22-6477

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1. 森林・農地・漁場の保全

(5) 漁場環境保全対策の推進

(1) 事業目的

本県は、日本海、汽水湖である宍道湖・中海や江の川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは、水産物を持続的に利用するうえで極めて重要であるため、水質や水生生物のモニタリング※1などを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

(2) 取組状況

① 宍道湖・中海に関する調査

宍道湖・中海において、調査点を定め、水質・水生生物を継続調査しています。また宍道湖については湖底に発生する貧酸素水塊※2の動態に関する定期調査結果を県のホームページ上で公開することにより情報提供を行っています。

② 赤潮・貝毒発生に関する漁場環境モニタリング

近年、日本海では有害赤潮※3の発生が確認されており、漁業被害が生じています。そのため、赤潮が発生しやすい時期に発生状況や海洋環境のモニタリングを実施しています。

また、イワガキ等の二枚貝類は、貝毒※4を引き起こす可能性があるため、出雲・石見・隠岐海域において定期的に検査を実施し、貝類の毒化状況の監視に努めています。

(3) 参考情報

宍道湖・中海水質情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/kawa_mizuumi/suisitu/suisitu.html

赤潮情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/akashio/jouhou.html

貝毒検査の結果

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/kaidoku/latest_result.html

※1. モニタリング

大気、水質、騒音、地盤沈下や植生・生物の状況を監視・調査すること。

※2. 貧酸素水塊

水中の溶存酸素濃度が極めて低い水塊。汽水湖では塩分躍層の存在により上層からの溶存酸素の供給が絶たれやすいため、下層に滞留した高塩分水が貧酸素水塊となりやすいことが知られています。

※3. 赤潮

赤潮とは、植物プランクトン等の微生物が海中で異常繁殖し、海水が変色する現象のことを言います。中でも、魚介類に悪影響を与えるものは有害赤潮と呼ばれ、全国的にも漁業に甚大な被害を引き起こしています。

※4. 貝毒

主に二枚貝が有毒プランクトンを餌として食べることで体内に毒素を蓄積させ、これを食べた人が中毒症状を起こす現象のことを言います。症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒等に分けられます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
水産課	0852-22-5323

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 木材利用の推進

(1) 事業目的

森林から生産される木材は、人にやさしく再生産可能な資源であり、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」※1な資源です。

地域の森林から生産された木材を、県内外の住宅・非住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、林地残材や製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを燃料等として有効に利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

(2) 取組状況

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」及びその実践計画である「森林・林業戦略プラン（第3期：H28～R元年度）」においても、原木増産と木材の供給体制の強化、木材製品の高品質・高付加価値化、県内はもとより海外を含めた県外への出荷拡大等に取り組み、木材利用を推進しました。

また、平成22年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、平成22年12月には「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率先計画」（平成31年4月更新）を策定し、県内の公共建築物等における県産木材利用を積極的に進めています。

※1. カーボンニュートラル

木材や農産物などは、炭素同化作用があり、光合成の過程で空気中の二酸化炭素を固定します。林地残材や農業廃棄物をエネルギーとして利用する時、燃焼などにより二酸化炭素が排出されますが、植林や農作業により再び大気中の二酸化炭素は吸収されます。このように、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
林業課	0852-22-6539

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(2) 棚田地域の保全とその活用

(1) 事業目的

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水源かん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域の保全や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

(2) 取組状況

① 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農村整備課	0852-22-6263

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

2. 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用

(1) 事業目的

美しく豊かな海辺は、観光やレジャー目的の来訪者など多くの人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割を果たしており、この美しく豊かな海辺の維持・保全や利用増進を図るための環境整備を推進します。

また、近年、沿岸域の藻場や干潟が消失するなど、漁場環境の悪化が見られるため、沿岸域の生態系や自然環境の維持・保全を推進します。

(2) 取組状況

① 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて、海浜利用の増進を図るため、本事業により階段式護岸や植栽・遊歩道など、周辺環境と調和のとれた施設整備を行います。

令和元年度は、1漁港海岸で実施しています。

② 水産環境整備事業

近年、減少傾向にある藻場の回復・保全を図るため、藻場回復ビジョンを策定し、ハード・ソフトが一体となった対策を推進します。

令和元年度は、隠岐海域の藻場回復ビジョンを策定しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
漁港漁場整備課	0852-22-5593

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

1. 良好な景観形成の推進

(1) 事業目的

地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、誇りと愛着の持てる県土の実現に資することが目的です。

わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」※1が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 取組状況

① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

令和元年度は、大規模行為の届出が111件ありました。

② ふるさと島根の景観づくり事業費補助金

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金（約5.7億円）により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や、市町村等が行う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

令和元年度は、市町村等の景観づくり経費補助が1件ありました。

③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

令和元年度末現在で、特定86件、一般71件、合計157件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第27回しまね景観賞」を実施しました。

令和元年度は、91通の応募があり、「まち・みどり・活動」など5部門で9件の表彰を行いました。

⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために、令和元年度は「景観アドバイザー派遣」※1を4件行いました。

※1. 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

※2. 景観アドバイザー

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
都市計画課	0852-22-6773

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節. 景観保全と快適な生活環境の保全

2. 緑化の推進

(1) 緑化推進運動

(1) 事業目的

平成22年度に県で策定した「第2期島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、緑化推進運動等を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進しています。

(2) 取組状況

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき、(公社)島根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

令和元年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、環境緑化事業、緑化普及事業及び緑の少年団活動事業が行われました。なお、令和元年度の島根県における緑の募金総額は32,684,055円でした。

また、県立緑化センターを中心にして緑化相談などを通じ、緑化に関する普及啓発を図りました。

(3) 参考情報

島根県の緑化推進

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/ryokuka/>

(公社)島根県緑化推進委員会

<http://www.shimane-green.or.jp/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
林業課	0852-22-5166

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

3. 都市公園の整備

(1) 事業目的

都市公園事業は、休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等屋外レクリエーションの用に供し、併せて、防災、避難、環境の改善、都市美観の向上等に資することを目的としています。

(2) 取組状況

本県では、平成31年3月31日現在で413箇所（約1,104ha）の都市公園が開設されており、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の整備を行うとともに、安全で安心して利用できるよう適切な維持管理や利用の促進を図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
都市計画課	0852-22-6133

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節. 景観保全と快適な生活環境の保全

4. 多自然川づくりの推進

(1) 事業目的

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた提言「多自然川づくりへの展開」を基に「多自然川づくり基本指針」が定められ、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

(2) 取組状況

本県では、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
河川課	0852-22-5647

令和2年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

第4節 景観保全と快適な生活環境の保全

5. 水道の整備

(1) 事業目的

水道事業者等が行う水道施設の更新・耐震化や、水道事業の広域連携・経営基盤の強化を進め、将来にわたり安全な飲料水の安定供給を維持していきます。

(2) 取組状況

令和元平成30年度末現在、県内の水道普及率は97.4%であり、約65万18千人の県民が安全・安心な水道を利用しています。その内訳は、上水道（14箇所）が約634万3千人、簡易水道（8箇所）が約1万7千人、専用水道（257箇所）が約7百人です。

また、集落の点在などにより水道施設整備が非効率な中山間地域では、水道普及率に算入されない小規模水道施設や飲用井戸の整備が進んでおり、これらを含めると99.6%（約667万5千人）の県民が安全な飲料水を利用できる環境となっています。

表1 水道普及率

（人口単位：人、普及率：%）

年度	総人口 (A) ※1	給水人口 (B)	普及率 (B/A)	上水道事業※2		簡易水道事業※3		専用水道※4		全国 普及率
				箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口※5	
H22	711,932	688,632	96.7	14	522,793	189	164,816	35	1,023	97.5
H23	707,439	683,937	96.7	14	525,260	176	157,659	37	1,018	97.6
H24	702,807	679,117	96.6	13	528,849	166	149,698	37	570	97.7
H25	697,489	676,257	97.0	13	528,764	165	146,880	34	613	97.7
H26	692,415	669,998	96.8	13	528,346	158	140,972	33	680	97.8
H27	689,986	668,443	96.9	13	527,741	151	139,925	32	767	97.9
H28	684,888	664,504	97.0	13	526,961	139	136,663	30	880	97.9
H29	680,252	662,710	97.4	13	621,662	25	40,343	27	705	98.0
H30	675,207	657,739	97.4	14	639,742	8	17,297	27	700	98.0
R1	668,162	650,836	97.4	14	633,063	8	17,090	25	683	未公表

※1. 総人口：R2.4.1時点の市町村別人口動態（統計調査課）による

※2. 上水道事業：計画給水人口5,001人以上の水道事業

※3. 簡易水道事業：計画給水人口101人～5,000人の水道事業

※4. 専用水道：居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道又は20m³を超える給水能力をもつ水道

※5. 専用水道の給水人口：自己水源のみによる10箇所の現在給水人口を計上し、水道事業から受水する15箇所は除く

【担当課】

所属名	問い合わせ先
薬事衛生課	0852-22-5263

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

1. 水環境の現況

(1) 公共用水域の水質

(1) 事業目的

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

(2) 取組状況

① 環境基準の類型指定状況

環境基本法※1は、水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準を定めることとしています。

人の健康の保護に関する環境基準※2は、全公共用水域を対象に全国一律に定められていますが、生活環境の保全に関する環境基準は、水域ごとにその利用目的や今後のあるべき姿を勘案して類型指定を行うこととなっています。

本県における令和元年度末現在の類型指定状況は、13河川（21水域）、3湖沼（3水域）、10海域（10水域）、合計34水域です。

② 健康項目※3

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）カドミウム等27項目について、11河川、3湖沼、10海域の全59地点で測定したところ、すべての地点で環境基準を達成していました。

③ 生活環境項目※4

県内の72河川、3湖沼、10海域において、水質汚濁の程度を表す生物化学的酸素要求量(BOD)※5又は化学的酸素要求量(COD)※6、全窒素(T-N)、全りん(T-P)等、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について測定しました。このうち環境基準の類型をあてはめている13河川（21水域）、3湖沼（3水域）及び10海域（10水域）における環境基準の達成状況は以下のとおりです。

ア 河川

有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの環境基準の達成状況をみると、21水域中19水域で達成しており、達成率は約90%（平成30年度は約95%）となっています。（資料編：表1）

また、類型が未指定の中小59河川（103地点）のうち、BODを測定している87地点について、参考までに環境基準と比較すると、A類型以上（BOD 2mg/l以下）の水質の地点が71地点（約82%）を占めました。

イ 湖沼

中海、宍道湖及び神西湖の3湖沼（3水域）における、有機汚濁の代表的な水質指標であるCODや、T-N、T-Pの環境基準の達成状況をみると、3湖沼とも、いずれの項目も環境基準を達成しませんでした（資料編：表2）。

中海及び宍道湖では湖沼水質保全特別措置法※7に基づく湖沼水質保全計画※8に基づき、水質目標を定め、総合的に対策を進めています。神西湖についても水環境保全指針に基づき対策

を進めています。

ウ 海域

有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの環境基準の達成状況をみると、10水域中9水域で環境基準を達成しており、達成率は90%（平成30年度も90%）となっています。（資料編：表3）

④ その他の項目

環境基準項目以外の要監視項目について、5河川、2湖沼で測定しましたが、指針値を超えたものはありませんでした。

(3) 参考情報

島根県HP（公共用水域・地下水水質調査）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

※1. 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

※2. 環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

※3. 健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等27項目が定められています。また、要監視項目としてクロロホルム等27項目が設定されています。

※4. 生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値を定めています。

※5. 生物化学的酸素要求量（BOD）

生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示します。

※6. 科学的酸素要求量（COD）

化学的酸素要求量のこと。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど有機物が多いことを示します。

※7. 湖沼水質保全特別措置法

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された法律。

※8. 湖沼水質保全計画

湖沼水質保全特別措置法に基づき、特に緊要な対策が必要として環境大臣が指定した指定湖沼（現在、琵琶湖、霞ヶ浦等11湖沼）ごとに、関係都道府県知事が環境大臣との協議により策定します。COD（化学的酸素要求量）、全りん及び全窒素（排水規制対象湖沼のみ）について水質改善目標値を設定し、湖沼の水質保全に資する事業に関する方針、水質保全に資する事業に関する事、規制その他の措置に関する事等を定めています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

1. 水環境の現況

(2) 地下水の水質

(1) 事業目的

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

(2) 取組状況

令和元年度は、8市町8地点で概況調査を行いました。このうち2地点で「砒素」が地下水環境基準値を超過して検出されました。(表1)

概況調査で地下水環境基準値の超過が確認された2地点の周辺状況を把握するため、追加調査を周辺8地点で行うとともに、超過が確認された2地点の再調査を行いました。その結果、再調査を行った2地点で「砒素」が地下水環境基準値を超過して検出され、周辺8地点のうち1地点で「砒素」が地下水環境基準値を超過しました。(表2) 学識経験者からの意見聴取結果、並びに周辺に原因となる事業場が無いことから、いずれの地点に関しても環境基準超過の原因は自然由来と考えられ、井戸所有者および周辺住民に対して、飲用に関する注意喚起を行いました。

また、過去に地下水環境基準値の超過が確認された2市2地点で継続監視調査を行いました。地下水環境基準値の超過は見られませんでした。(表3)

表1 地下水質調査(概況調査)地点及び基準値超過地点数

	安来市	奥出雲町	出雲市	大田市	江津市	吉賀町	隠岐の島町	松江市	計
基準値超過地点数	0	0	0	0	1	1	0	0	2地点
調査地点数	1	1	1	1	1	1	1	1	8地点

表2 汚染井戸周辺地区調査地点数及び基準超過地点数

	江津市	吉賀町	計
基準値超過地点数	2	1	3地点
調査地点数	3	7	10地点

表3 継続監視調査地点数及び基準値超過地点数

	雲南市	松江市	計
基準値超過地点数	0	0	0地点
調査地点数	1	1	2地点

(3) 参考情報

島根県HP(公共用水域・地下水水質調査)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

1. 水環境の現況

(3) 海水浴場遊泳適否調査

(1) 事業目的

島根県では、県下の水浴場の水質等の現状を把握し、快適で安全な遊泳環境の確保を図るため、水浴場の水質調査を県独自に実施し、衛生上の見地から利用の適否を判定しています。

(2) 取組状況

遊泳期間前に30海水浴場でCOD、ふん便性大腸菌群数等7項目の水質調査を実施した結果、環境省が示す水浴場水質判定基準（5区分）によると、「水質AA」が27カ所、「水質A」が1カ所、「水質B」が2カ所でした。

なお、遊泳期間中に主要9海水浴場で病原性大腸菌O-157の水質調査を実施した結果、全海水浴場で不検出でした。（表1）

表1 海水浴場の遊泳適否調査結果

主要水浴場	遊泳期間前 (4月中旬～5月下旬)	「適」水質AA	北浦、古浦、キララビーチ、波子、石見海浜公園、国府、持石、田の浦
		「適」水質A	
		「可」水質B	おわし浜
その他水浴場	遊泳期間中 (7月上旬～8月上旬)	「適」水質AA	石見海浜公園、持石
		「適」水質A	波子、国府、田の浦
		「可」水質B	北浦、古浦、おわし浜、キララビーチ
その他水浴場	遊泳期間前 (4月中旬～5月下旬)	「適」水質AA	小波、桂島、河下、猪目、稲佐の浜、田儀、久手、鳥井、黒松、浅利、土田、小浜、春日の浜、塩浜、中村、福浦、明屋、海士町、レインボービーチ、外浜
		「適」水質A	波根
		「可」水質B	折居

注) 主要水浴場：遊泳期間中の利用者が概ね5万人以上または環境基準類型指定水域内の水浴場（9海水浴場）

その他水浴場：主要な水浴場に該当しない水浴場のうち、遊泳期間中の利用者が概ね千人以上で管理の実態がある水浴場（21海水浴場）

(3) 参考情報

島根県HP（海水浴場調査結果）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/kaisuiyoku/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

1. 水環境の現況

(4) その他水質関係調査

(1) 事業目的

ゴルフ場農薬等モニタリング調査

環境省が定めている「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬等の事態把握に努めています。

(2) 取組状況

令和元年度より、必要に応じて調査を実施しており、本年度は調査を実施しておりません。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(1) 工場・事業場排水対策

(1) 事業目的

水質汚濁防止法では、水質汚濁により被害を生ずる恐れのある汚水又は廃液を排出する施設として「特定施設」を定め、さらに湖沼水質保全特別措置法でも「みなし指定地域特定施設」を定めています。

これらの特定施設を設置しようとする工場・事業場等には、事前の届出が義務付けられているとともに、特定施設の設定後は「特定事業場」として排水基準が適用されます。

(2) 取組状況

① 上乘せ排水基準等

水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づいて、特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準（一律基準）が定められていますが、都道府県は当該区域に属する公共用水域のうち、その自然的・社会的条件から判断して、一律基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域については、条例でこの基準より厳しい排水基準（上乘せ基準）を設定し得るものとされています（第3条第3項）。

また、一律基準項目以外の項目あるいは特定事業場以外の工場・事業場等について、条例で規制することを認めています（第29条）。

これらの規定に基づいて、本県では「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」及び「島根県公害防止条例」、松江市域では、「松江市公害防止条例」により、独自の排水規制を実施しています。

② 立入検査状況

令和元年度は、特定事業場等に対して延べ178件の立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視しました。その結果、延べ5事業場が排水基準に違反しており、違反率は約3%でした。

これらの排水基準違反事業場に対しては、文書等により行政指導を行っており、今後とも排水処理施設の整備の促進及び維持管理の徹底などを指導します。

特定事業場数（令和元年度末）及び延べ立入検査数（令和元年度末）等

	事業場数	延べ立入件数	排水基準違反延べ件数
水質汚濁防止法に基づく特定施設	2,421	154	5
水質汚濁防止法に基づく特定施設（松江市）	440	21	0
湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設	22	2	0
湖沼水質保全特別措置法に基づくみなし指定地域特定施設（松江市）	18	1	0
県公害防止条例に基づく汚水特定施設	26	0	0
市公害防止条例に基づく汚水特定施設（松江市）	4	0	0
合計	2,931	178	5

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(2) 生活排水対策

(1) 事業目的

生活様式の変化とともに、個々の家庭から炊事、洗濯、入浴、洗面などの際に排出される生活排水に由来する汚濁負荷量が増加し、河川や湖沼の水質悪化の主要な原因となっているため、生活排水の適正処理を積極的に進める必要があります。

県では、昭和61年5月に生活排水対策の基本的考え方を定めた「島根県生活排水対策要綱」を制定し、総合的な施策の推進を図ってきました。平成2年度に、水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策に関して国、県、市町村、国民それぞれの責務が明確にされたことに伴い、平成3年11月に「島根県生活排水対策要綱」を改正し、生活排水対策を積極的に推進しています。

(2) 取組状況

① 汚水処理人口普及状況【下水道推進課】

令和元年度末現在、下水道や合併処理浄化槽等による汚水処理施設の処理人口普及率は、81.3%となっており、前年度から0.7ポイント上昇しました。

汚水処理人口普及状況（令和元年度末）

総人口	下水道	コミュニティ・プラント等	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	合併処理浄化槽	汚水処理人口普及率	
						島根県	(参考) 全国
675,537人	335,838人	4,819人	84,128人	14,509人	110,185人	81.3%	91.7%

(注) 1. 汚水処理人口普及率 = $\frac{\text{汚水処理施設が整備されている区域内人口}}{\text{基本台帳人口}} \times 100$

2. 総人口は、令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
3. コミュニティ・プラント等は、簡易排水施設、小規模集合排水施設を含む。
4. 全国数値については、福島県の一部の町村は調査対象外。
5. 平成24年度末より各種人口には外国人を含む。

② 生活排水対策重点地域の指定【環境政策課】

県では、水質汚濁防止法に基づき県内の主要な公共用水域の中で生活排水によって環境基準未達成の水域や生活排水対策の実施が特に必要な地域について、生活排水対策重点地域に指定し、総合的な対策を実施しています。

当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市では、「生活排水対策推進計画」を策定し、各種の施策を講じています。

なお、令和元年度末現在の生活排水対策重点指定地域は、資料編：表1のとおりです。

③ 浄化槽の普及【下水道推進課】

近年、下水道と同等の処理能力を持つ浄化槽が開発され、住宅の散在する中山間地域の多い本県においては、今後の生活排水対策の柱として期待されています。

浄化槽の設置に対しては国の補助制度に合わせ、県でも全県の市町村を対象に市町村設置型浄化槽の整備に対して補助（生活排水処理普及促進交付金）することにより普及を図っています。

事業による整備実績は資料編：表2のとおりであり、令和元年度末現在で個人設置型が20,653基、市町村設置型が9,917基となっています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379
下水道推進課	0852-22-5227

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(3) 下水道整備

(1) 事業目的

下水道は、快適でゆとりと潤いのある生活環境の創出に加えて、河川や湖沼など公共用水域における水質保全を図る上から、また、高齢化、少子化の進む本県にとって定住を図るためにも、必要不可欠な社会基盤施設です。

下水道の整備によって、都市は勿論のこと農山漁村においても、快適な生活と良好な環境の享受を可能にすることは、国民が健康で快適な生活を営んでいくためのいわゆるナショナルミニマムと認識されています。

本県の汚水処理人口普及率は全国に比べて大変遅れており、下水道の整備が強く望まれています。

平成30年度に策定した「島根県生活排水処理ビジョン（第5次構想）」では、令和8年度末の普及率の目標を87%とし、事業主体である市町村とより一層連携を密にして下水道等の整備に努めているところです。

(2) 取組状況

① 流域下水道

流域下水道とは、市町村が管理する下水道により排除される下水を受けて、処理するために原則として都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいいます。

島根県では、松江市・安来市を対象とした宍道湖流域下水道東部処理区について昭和49年度から事業着手し、昭和56年4月に松江市の一部で供用を開始し、昭和63年4月に安来市で供用を開始しました。また、平成6年4月から宍道湖・中海の水質浄化のため、窒素及びリンを除去する高度処理をおこなっています。

また、松江市（旧宍道町）・出雲市を対象とした宍道湖流域下水道西部処理区については、昭和55年度から事業着手し、平成元年1月に出雲市の一部で供用を開始し、平成3年4月に松江市（旧宍道町）で供用を開始しました。

② 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村等が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

また、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの、及び処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な区域において施行されるものを特定環境保全公共下水道としています。

島根県では、令和元年度末までに公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業が8市9町で実施され、供用が図られています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
下水道推進課	0852-22-5227

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(4) 農業集落排水施設の整備

(1) 事業目的

農業集落排水施設※1は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備又は改築を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。

また、処理水は農業用水として反復利用され、汚泥は農地への還元利用することが可能であり、循環型社会の形成につながるものです。

(2) 取組状況

令和元年度末現在の本県の汚水処理施設の普及率は、81.3%となっており、うち12.5%は、農業集落排水事業で実施しました。

昭和56年度に着手して以来、令和元年度までに、16市町（旧44市町村）148地区（153処理区）において事業を実施しています。

※1. 農業集落排水施設

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として、し尿や生活雑排水等を処理する施設のことで、概ね千人以下の規模で事業が実施されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農村整備課	0852-22-5143

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(5) 漁業集落排水施設の整備

(1) 事業目的

漁業集落における生活環境の改善、漁港周辺水域の環境保全を図るため、生活雑排水、し尿を併せて処理する排水施設を整備します。また、供用中の排水施設について適切な維持管理を行うため、必要な長寿命化対策を推進します。

(2) 取組状況

① 漁業集落環境整備事業

令和元年度末現在の本県の汚水処理施設の普及率は81.3%で、うち漁業集落排水施設の占める割合は2.1%となっており、県内の52地区で供用されています。令和元年度は、1地区で新規の施設整備を実施しています。

また、令和元年度末で、供用している52地区のうち36地区で漁業集落排水施設の長寿命化計画を策定しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
漁港漁場整備課	0852-22-5593

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

3. 湖沼の水質保全対策

(1) 宍道湖及び中海に係る湖沼水質保全計画の策定及び対策の実施

(1) 事業目的

第7期湖沼水質保全計画は、湖沼水質保全特別措置法に基づき、県知事が定めることとされているもので、湖沼の水質保全に関する方針と保全のために必要な施策に関する内容を内容とする計画です。令和元年度に第7期計画を策定し各種施策を推進しています。その水質目標値等は次のとおりです。

■計画期間

令和元年度から令和5年度

■水質目標

将来的には水質環境基準の達成を目途としつつ、この計画では、令和5年度における水質を表1に掲げる目標値まで改善することを目指しています。

表1

(単位：mg/l)

			水質実績値 (令和元年度)	水質目標値 (令和5年度)
宍道湖	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	5.8	4.6
		(参考) 年平均値	5.2	4.0
	全窒素	年平均値	0.50	0.47
	全りん	年平均値	0.044	0.039
中海	化学的酸素要求量 (COD)	75%値	4.6	4.4
		(参考) 年平均値	3.6	3.5
	全窒素	年平均値	0.44	0.46
	全りん	年平均値	0.042	0.046

※化学的酸素要求量の75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点（宍道湖：5地点、中海：12地点）の最高値。

■望ましい湖沼の将来像に向けての評価指標

上記による従来の水質目標に加えて、両湖の特性や特徴を踏まえた以下の指標を設けました。

○親しみやすく、分かりやすい環境指標による評価（宍道湖・中海）

地域住民等がモニターとして参加している「五感による湖沼環境調査」を評価指標として、地域住民が親しみやすいと感じられる水環境（80点以上）を目指します。

○良好な生物生息環境による評価（宍道湖）

汽水湖の生物（ヤマトシジミなど）が安定的・持続的に生息するような生物生息環境を目指します。

○見た目にも快適と感じられる水環境に向けた評価（中海）

レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性が高い米子湾において、透明度が概ね2m以上となることを目指します。

(2) 取組状況

第7期計画の施策体系は資料編：表1のとおりです。

令和元年度までに実施した主な対策

ア 生活排水処理施設の整備

湖沼の水質保全を図る上で、生活排水等による汚濁負荷の流入量を削減することは極めて重要です。このため、湖沼水質保全計画上も下水道等の生活排水処理施設について、事業内容別に目標事業量を定めて整備を推進しました。

令和元年度末の整備状況は、資料編：表2のとおりで、目標事業量の達成に向けて着実に進捗しています。なお、公共下水道や農業集落排水施設等について、整備済地域における人口の自然減少等のため、全処理人口のR5目標はH30現況よりも減少しています。

イ 流出水対策地区の地域活動促進

市街地や農地から降雨により流れ出る汚れの削減に重点的に取り組む「流出水対策地区」を2地区指定し、体制づくりや活動の支援を行っています。

ウ 汽水湖における汚濁メカニズムの解明

汽水湖における水質汚濁のメカニズムの解明に向け、平成22年度から専門家によるワーキンググループを設置して、課題整理やデータ収集・調査を行っています。

(3) 参考情報

宍道湖及び中海に係る第7期湖沼水質保全計画

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/kosyou_suishitu_hoz_en_keikaku.html

※1. 非特定汚染源（別添参照）

工場・事業場や家庭からの排水などと異なり、汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、山林等の地域を発生源とする負荷や降雨等に伴って大気中から降下してくる負荷のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

4. 市街地等の土壤汚染対策

(1) 事業目的

土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することを内容とする土壤汚染対策法※1が平成15年2月に施行され、平成22年4月からは改正土壤汚染対策法が施行されています。

改正法では、①特定有害物質を製造、使用または処理する施設の使用が廃止された場合、②土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に加えて、③3,000㎡以上の土地の形質変更時であって土壤汚染のおそれがある場合にも、土地の所有者等に土壤汚染の調査を行わせることとしています。この土壤汚染の調査の結果、土壤中に基準を超える特定有害物質が検出された土地については、都道府県知事は規制対象区域として指定することになりますが、改正法では、自主調査で土壤汚染が判明した場合の規制対象区域への指定についても制度化されています。区域指定を行った場合には、公示するとともに、規制対象区域の台帳を作成し、閲覧に供することとなっています。

(2) 取組状況

なお、令和元年度における指定状況は表1のとおりです。

また、土壤汚染の未然防止対策として、土壤への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法※2に基づき工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置等を講じています。

表1 令和元年度における規制対象区域の状況

	平成30年度末の 指 定 数	令和元年度の指定・解除件数		令和元年度末の 指 定 数
		指 定	解 除	
要 措 置 区 域	0	0	0	0
形 質 変 更 時 要 届 出 区 域	3	0	0	3

※1 土壤汚染対策法

土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

※2 水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

5. 農用地の土壤汚染対策

(1) 事業目的

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」※1に基づく農用地土壤汚染対策地域に指定されていた津和野町笹ヶ谷地域は、平成27年1月9日に指定を解除しました。これで、県内の同対策地域の指定は、全て解除されましたが、津和野町笹ヶ谷地域では、土壤汚染防止対策実施以降の特定有害物質による汚染の状況を調査し、継続して監視しています。

(2) 取組状況

令和元年度に講じた施策

2カ所の観測区を設置し、土壤、作物体及び農業用水のヒ素及びカドミウムの調査を実施しました。

本調査では、34検体の分析を行い、土壤、米及び農業用水において、いずれも基準値を上回るヒ素及びカドミウムは検出されませんでした。

表1 観測区数及び検体数

観測区数	調査対象	検体数	備 考
2	土 壤	8	2区×4点(ヒ素3地点、カドミウム5地点混合1点)×1回(収穫時)
	作 物 体	16	2区×4点(ヒ素3地点、カドミウム5地点混合1点)×2部位(玄米、ワラ)
	農業用水	10	2区×5回(5～9月の稲作期間中)
合 計		34	

※1. 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

農用地のカドミウム等による土壤汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することが目的とした法律。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害(イタイイタイ病)や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-5112

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

6. 休廃止鉱山鉱害防止対策

- (1) 山元対策
- (2) 休廃止鉱山周辺環境調査

(1) 事業目的

県内に所在する休廃止鉱山の鉱害対策を総合的かつ効果的に推進するため、昭和49年3月に農林水産部、土木部、環境保健部及び商工労働部の4部11課（その後の組織改変により部課名変更）で構成する休廃止鉱山鉱害対策プロジェクトチーム（昭和48年6月設置の「笹ヶ谷鉱山鉱害対策プロジェクトチーム」を改組）を編成し、山元対策、住民の健康対策、農用地の土壤汚染防止対策等を実施しています。

(2) 取組状況

(1) 山元対策

① 鉱害防止工事

笹ヶ谷鉱山地区（昭和48年度～昭和58年度）、宝満山鉱山地区（昭和50年度～昭和56年度）、清久鉱山（昭和57年度～昭和60年度）において、風雨などで重金属が流溶出し再汚染することのないよう、鉱滓等の堆積物を原位置付近で封鎖し、鉱滓等の流出を防止する工事等を実施しており、計画した山元対策は全て終了しています。

② 鉱害防止施設修繕工事等

笹ヶ谷鉱山地区において、鉱害防止のために設置されている施設に損傷が発生した場合等に、国（経済産業省）または県の補助事業として県または津和野町により修繕工事が実施されています。

(2) 休廃止鉱山周辺環境調査

主な休廃止鉱山について、砒素等有害物質による周辺環境の汚染状況を継続的に監視するため、令和元年度も引き続き水質の調査を実施しました。

① 笹ヶ谷鉱山（津和野町）

ア 実施主体：島根県

イ 調査地点：水質8地点

ウ 分析項目：水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）、銅（Cu）、亜鉛（Zn）、鉛（Pb）、カドミウム（Cd）、砒素（As）

エ 調査結果：令和元年度は年2回の調査を実施しました。全8地点・7項目について、過去10年間（平成21年度から平成30年度。以下同様）の測定値と比較して概ね変動の範囲内であり、特段の変化は認められませんでした。（資料編：図1～図7）

② 宝満山鉾山（松江市）

ア 実施主体：松江市

イ 調査地点：水質6地点

ウ 分析項目：水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）、銅（Cu）、亜鉛（Zn）、鉛（Pb）

エ 調査結果：令和元年度は年1回の調査を実施しました。全6地点・5項目について、過去10年間の測定値と比較して概ね変動の範囲内であり、特段の変化は認められませんでした。（資料編：図8～図12）

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

1. 一般環境大気測定局における常時監視

(1) 事業目的

大気汚染防止法^{※1}第22条第1項に基づき、一般環境大気測定局8局の測定データをテレメータシステムにより集中管理し、大気汚染状況の常時監視（24時間）を行っています。

(2) 取組状況

令和元年度に測定を行った測定局及び測定項目は表1のとおりです。

表1 県内の一般環境大気測定局一覧

区分	測定局名	市町村	設置年月	設置主体	測定項目									
					SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	NMHC	CH ₄	PM _{2.5}	風向 風速	温度 湿度
一般局	国設松江 大気環境測定所	松江市	S55.04	国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安来 一般環境大気測定局	安来市	H12.03	県	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
	雲南合同庁舎 一般環境大気測定局	雲南市	H25.07	県	—	—	—	○	—	—	—	○	○	○
	出雲保健所 一般環境大気測定局	出雲市	H11.03	県	—	○	—	○	○	—	—	○	○	○
	大田 一般環境大気測定局	大田市	H13.03	県	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
	江津市役所 一般環境大気測定局	江津市	S58.03	県	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○
	浜田合同庁舎 一般環境大気測定局	浜田市	H08.03	県	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
	益田合同庁舎 一般環境大気測定局	益田市	H08.03	県	○	○	—	○	○	—	—	○	○	○

※平成30年度より国設松江局の維持管理は松江市が実施

(3) 参考情報

島根県の大気環境の状況

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/taiki/>

※1. 大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とした法律です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

1. 一般環境大気測定局における常時監視

(1) 測定結果の概要

(1) 事業目的

一般環境大気測定局^{*1} 8局において、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント等を測定しています。

測定データは、テレメータシステムにより集中管理し、大気汚染状況の常時監視を行っています。

(2) 取組状況

令和元年度における測定結果は表1のとおりです。

表1 令和元年度の測定結果

測定局	SO ₂			NO ₂		CO			Ox(昼間の1時間値)		SPM			NMHC		PM2.5		
	年平均値	1時間値の最高値	注1	年平均値	注2	年平均値	注1	注3	年平均値	注4	年平均値	1時間値の最高値	注1	年平均値	注5	年平均値	注2	
単位	ppm			ppm		ppm			回	ppm	時間	mg/m ³			ppmC		μg/m ³	
国設松江注6	0.001	0.030	0.002	0.002	0.006	0.2	0.3	0	0.038	472	0.013	0.061	0.029	0.04	0.10	9.8	23.2	
安来	—	—	—	—	—	—	—	—	0.037	387	0.013	0.067	0.033	—	—	9.6	22.9	
雲南合庁	—	—	—	—	—	—	—	—	0.033	418	—	—	—	—	—	8.6	21.3	
出雲保健所	—	—	—	0.002	0.005	—	—	—	0.038	498	0.010	0.064	0.029	—	—	9.4	23.2	
大田	—	—	—	—	—	—	—	—	0.036	380	0.012	0.112	0.034	—	—	8.8	22.5	
江津市役所	0.001	0.127	0.007	0.003	0.005	—	—	—	0.041	481	0.013	0.082	0.036	—	—	9.2	24.3	
浜田合庁	—	—	—	—	—	—	—	—	0.041	568	0.013	0.088	0.033	—	—	11.8	27.2	
益田合庁	0.001	0.026	0.002	0.002	0.004	—	—	—	0.036	456	0.014	0.078	0.033	—	—	8.5	24.7	

- 注1 日平均値の2%除外値
- 注2 日平均値の年間98%値
- 注3 8時間値が20ppmを超えた回数
- 注4 0.06ppmを超えた時間数
- 注5 6～9時 3時間平均値の最高値
- 注6 速報値
- 注7 年間測定時間が基準に達しない場合は()で示す

○二酸化硫黄 (SO₂) ^{*2}

- ・江津市役所局において、短期的評価による環境基準を達成しませんでした。その他の局では、短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばい傾向となっています。

○窒素酸化物 (NO_x) ^{*3}

- ・二酸化窒素(NO₂)について、全ての局で環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、二酸化窒素(NO₂)、一酸化窒素(NO)ともに全ての局でほぼ横ばい傾向となっています。

○一酸化炭素 (CO) ^{*4}

- ・短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました

○光化学オキシダント (Ox) ^{*5}

- ・全ての局で環境基準を達成しませんでした。
- ・昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばい傾向となっています。

○浮遊粒子状物質 (SPM) ^{*6}

- ・全ての局で短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向となっています。

○炭化水素（NMHC）※7

- ・光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針に対し、0.31ppmCを超えた日はありませんでした。
- ・年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向となっています。

○微小粒子状物質（PM2.5）※8

- ・全ての局で短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。

(3) 参考情報

島根県の大気状況（速報値）

<https://www.eco-shimane.jp/mainframe.htm>

※1. 一般大気測定局

環境大気汚染状況を常時監視する測定局です。

※2. 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

※3. 窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）を合わせたものです。二酸化窒素は高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

※4. 一酸化炭素（CO）

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くします。

※5. 光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質です。光化学スモッグの主な原因とされています。

※6. 浮遊粒子状物質（SPM = Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10μm以下のものです。小さく軽いため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

※7. 非メタン炭化水素（NMHC = Non-Methane hydrocarbons）

水素（H）と炭素（C）からなる炭化水素（HC）の中から、光化学反応性が乏しいメタン（CH₄）を除いた炭化水素の総称です。

※8. 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が2.5μm以下のものです。肺の奥まで入りやすく、肺がん・呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

1. 一般環境大気測定局における常時監視

(2) 大気汚染緊急時対応

(1) 事業目的

知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、大気汚染防止法に基づき注意報等を発令し、一般に周知することとされています。

また、近年、微小粒子状物質(PM2.5)※1濃度の上昇が度々観測され、平成25年1月以降、県民の関心が高まってきたことから、環境省が平成25年3月に取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、指針値(日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると予想される場合、県民に対し注意喚起を実施することとし、市町村、関係機関との連絡体制等を整備しています。

(2) 取組状況

令和元年度の注意報発令、注意喚起の実施状況は次のとおりです。

・光化学オキシダント

5月23日に松江、出雲、浜田、益田及び県央の各地域に注意報を発令しました。

・微小粒子状物質(PM2.5)

注意喚起の実施はありません。

※1. 微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が2.5 μm 以下のものをいいます。

PM2.5は、肺の奥まで入りやすく、肺がん・呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

2. 自動車排出ガス測定局における常時監視

(1) 事業目的

大気汚染防止法第22条第1項に基づき、自動車の排ガスによる沿道付近の大気汚染の状況を、自動車排出ガス測定局*において測定しています。

測定データは、テレメータシステムにより集中管理し、大気汚染状況の常時監視を行っています。

(2) 取組状況

令和元年度に測定を行った測定局及び測定結果は表1及び表2のとおりです。

表1 県内の自動車排出ガス測定局一覧

区分	測定局名	市町村	設置年月	設置主体	測定項目		
					NOx	CO	SPM
自排局	西津田自動車排出ガス測定局	松江市	S58.03	松江市	○	○	○

※平成30年度より西津田自排局の維持管理は松江市が実施

表2 令和元年度の測定結果

測定局	NO ₂		CO			SPM		
	年平均値	注1	年平均値	注2	注3	年平均値	1時間値の最高値	注2
単位	ppm		ppm			mg/m ³		
西津田自排局	0.006	0.015	0.3	0.5	0	0.016	0.077	0.036

注1 日平均値の年間98%値

注2 日平均値の2%除外値

注3 8時間値が20ppmを超えた回数

○窒素酸化物 (NO_x)

- ・二酸化窒素(NO₂)については、環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、二酸化窒素(NO₂)、一酸化窒素(NO)ともに減少傾向となっています。

○一酸化炭素 (CO)

- ・短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、減少傾向となっています。

○浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、減少傾向となっています。

(3) 参考情報

島根県の大気状況 (速報値)

<https://www.eco-shimane.jp/mainframe.htm>

※1. 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい交差点、道路、道路端付近で大気状況を常時監視する測定局です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

3. 有害大気汚染物質の状況

(1) 事業目的

平成8年5月の大気汚染防止法の一部改正に基づき、長期間の暴露によって健康影響が懸念される有害大気汚染物質^{※1}のモニタリング調査を実施しています。

(2) 取組状況

令和元年度における調査地点及び調査項目は表1のとおりです。

表1 島根県内の有害大気汚染物質調査地点及び調査項目

調査項目	地点名	㉑	㉒	㉓	㉔	基準等
		国設松江大気環境測定所 松江市 西浜佐陀町	馬潟工業団地 周辺空地 松江市 八幡町	西津田自動車 排出ガス測定局 松江市 津田町	安来中央交流 センター 安来市 安来町	
ベンゼン		○	○	○	-	環境基準
トリクロロエチレン		○	○	○	-	環境基準
テトラクロロエチレン		○	○	○	-	環境基準
ジクロロメタン		○	○	○	-	環境基準
アクリロニトリル		○	○	○	-	指針値
塩化ビニルモノマー		○	○	○	-	指針値
クロロホルム		○	○	○	-	指針値
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	-	指針値
水銀及びその化合物		○	○	-	-	指針値
ニッケル化合物		○	○	-	○	指針値
ヒ素及びその化合物		○	○	-	○	指針値
1,3-ブタジエン		○	○	○	-	指針値
マンガン及びその化合物		○	○	-	○	指針値
アセトアルデヒド		○	○	○	-	-
塩化メチル		○	○	○	-	-
クロム及びその化合物		○	○	-	○	-
トルエン		○	○	○	-	-
ベリリウム及びその化合物		○	○	-	○	-
ベンゾ[a]ピレン		○	○	○	-	-
ホルムアルデヒド		○	○	○	-	-

※平成30年度より㉑、㉒及び㉓地点における調査は松江市が実施

- 環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。
- 健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質について、全ての地点で指針値を下回りました。
- 調査結果の詳細は、資料編をご参照ください。

※1. 有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第13項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されています。現在、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」に248物質が選定され、その中でも健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が「優先取組物質」とされています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

4. 大気中フッ素化合物の状況

(1) 事業目的

大気中に排出されたフッ素化合物による蚕児被害や農林作物被害が、昭和47年頃から県内の 3 地域（安来市、江津市、益田市）において顕在化しました。

県では、昭和49年以降、大気中フッ素化合物の調査を実施するとともに、昭和51年、当面の被害 防止を目的として、県条例における規制基準の設定と規制地域の指定を行い、発生源に対する規制 対策を行ってきました。

その後の調査結果を踏まえ、規制基準及び規制地域の改正を行うとともに、県条例に基づくばい煙特定施設におけるフッ素化合物の排出基準遵守状況を監視するため、継続的な大気中フッ素化合物の調査を行っています。

(2) 取組状況

令和元年度において、大田市、江津市の5地点で実施したLTP法による大気中フッ素化合物の調査結果は表1のとおりです。

表1 大気中フッ素化合物調査結果

(単位： $\mu\text{gF}/100\text{cm}^2/\text{月}$)

地点名	市	H26	H27	H28	H29	H30	R1
水上 No.1	大田市	10	3	2	2	2	2
水上 No.2	大田市	15	4	3	3	3	2
江津高校	江津市	162	120	133	90	101	114
丸八裏	江津市	10	9	7	6	6	6
職業訓練校	江津市	26	29	21	22	14	13

(3) 参考情報

- ・島根県公害対策審議会（現在の島根県環境審議会）の答申に基づき、「フッ素化合物の大気環境上維持されることが望ましい植物保全のための環境指導基準値」は、 $1\mu\text{gF}/\text{m}^3$ （月間値）
- ・環境指導基準値に相当する値として、LTP法による測定値“ $746\mu\text{gF}/100\text{cm}^2/\text{月}$ ”を設定

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

5. 石綿（アスベスト）の状況

- (1) 特定粉じん排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況
- (2) 大気中の石綿濃度調査実施状況

(1) 事業目的

石綿※1は、耐熱性に優れ、丈夫で変化しにくい特性があり、工業原料として広範多岐に使用されていましたが、発がん性や呼吸器系等の疾患を引き起こすおそれがあるため、現在は使用が規制されています。

しかし、建築材に石綿が大量に使用された建物の老朽化に伴う改修・解体工事、あるいは自動車のブレーキ部分に使用された石綿の摩耗等により、大気環境中への飛散・蓄積が懸念されています。また、平成17年6月以降、石綿による健康被害が大きな社会問題となり、石綿除去等の対策工事が急増しました。

そこで、石綿の大気環境中への飛散防止を図るために大気汚染防止法に基づく建築物の解体等工事の監視、指導を行うとともに、石綿の飛散状況を把握するために大気環境中の石綿濃度調査を随時行っています。

(2) 取組状況

① 特定粉じん※2排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業は、令和元年度は65（27）件で、内訳は、解体作業が36（11）件、改造・補修作業が29（16）件でした。また、作業の実施状況を監視するため、54（27）件について立入検査を実施しました。

※（ ）は松江市分

② 大気環境中の石綿濃度調査実施状況

建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策を監視するために、周辺状況等必要に応じ、大気汚染防止法に定められている特定粉じん排出等作業について、大気環境中の石綿濃度調査を実施することとしています。令和元年度は、実施が必要な事例はありませんでした。

※1. 石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）は、天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまうおそれがあります。以前はビルの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防対策が図られています。

※2. 粉じん

物の破碎やたい積等により飛散する物質を指します。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在アスベストが指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

6. ばい煙※1発生施設等の立入検査実施状況

- (1) 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況
- (2) ばい煙発生施設等の立入検査実施状況

(1) 事業目的

大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づき、工場及び事業場等における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙の排出等を規制することで、大気汚染に関し、住民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としています。

(2) 取組状況

① 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況

大気汚染防止法及び県公害防止条例により、施設を設置する際の届出が義務付けられており、その届出状況は（資料編：表1）のとおりでした。

② ばい煙発生施設等の立入検査実施状況

工場等の規制基準遵守状況を監視するため、工場・事業場等に対し立入検査を行い、変更届の提出や自主測定回数について指導を行いました。

その実施状況は（資料編：表2）のとおりでした。

※1. ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいいます。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(1) 騒音に係る環境基準

(1) 事業目的

騒音に係る環境基準※1は環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し、維持されることが望ましい基準として定められており、環境基準の地域の類型を当てはめる地域は、市の区域内の地域については市長が、その他の地域については知事が指定することとされています。

(2) 取組状況

8市2町※2で都市計画区域を対象に当てはめを行っています。
地域類型指定市町については、土地利用の実態に合わせて見直しを行うとともに、未指定町村についても、実態を把握した上で必要に応じて地域類型を指定していきます。

※1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定されます。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用されます。

※2. 騒音に係る環境基準類型指定地域

安来市、松江市、雲南市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、奥出雲町、川本町

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(2) 騒音規制法及び振動規制法による規則

(1) 事業目的

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音及び振動について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

(2) 取組状況

騒音規制法、振動規制法では、騒音、振動を防止し、生活環境を保全すべき地域を知事（市の区域内の地域については市長）が指定します。市町村長は、この指定地域内にある工場、事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する騒音、振動を規制します。

騒音規制地域及び振動規制地域は、雲南市を除く7市において、主として都市計画法に基づく用途地域を対象に指定されています。

未指定町村については、環境基準の適合状況、騒音・振動の苦情状況や今後の開発動向を考慮して必要に応じて騒音・振動の規制地域を指定していきます。

(3) 参考情報

騒音規制法の概要（環境省）

<https://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html>

振動規制法の概要（環境省）

<https://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(3) 騒音・振動発生源の改善等

(1) 事業目的

騒音規制法及び振動規制法に基づき指定された規制地域内の特定工場等に対して、規制基準を順守するよう指導、改善勧告・命令等を行うことで、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

(2) 取組状況

① 特定工場等の騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法に基づき、規制地域が指定されている7市の長は、特定工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合するように特定施設等の設置段階から指導を行うとともに、規制基準を超えている特定工場等については、改善勧告、改善命令等を行うことができます。

なお、住居と工場が混在するような地域では、その工場が騒音・振動公害の大きな要因になっており、工業団地の整備等による住工混在の解消等、土地利用の適性化が望まれます。

② 建設作業の騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法では、騒音・振動の大きさの基準、作業の時間や期間の制限が定められています。7市長は特定建設作業の届出書が提出されると、内容を審査し周辺の生活環境の保全に努めます。

建設作業は比較的短期間で終了するのが通例で、場所等に代替性がない場合が多く、対策がとりにくい部分がありますが、施工方法の改善、建設機械の低騒音化といった技術開発が進められています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(4) 自動車騒音の概況

(1) 事業目的

自動車本体からの騒音は、エンジン、吸排気系、タイヤ等から発生しますが、沿道においては、道路の構造、交通量、車種、速度等の要因が複雑に絡みあって自動車騒音となっています。したがって、これらの問題を抜本的に解決するためには、自動車本体からの騒音の低減化の他、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善、沿道周辺対策を総合的に推進していく必要があります。

自動車騒音対策については、騒音に係る環境基準が平成10年9月に設定されており、これを目標として自動車騒音の許容限度の段階的強化等、自動車騒音防止対策が国において進められています。

(2) 取組状況

自動車騒音の常時監視については、権限移譲により平成24年度から市の区域については市が実施し、県は町村の区域について実施することとなりました。町村の区域の評価は、「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」に基づき行うこととしていますが、令和元年度は、自動車騒音測定は実施しませんでした。

なお、雲南市を除く7市は自動車騒音について、騒音指定地域内においてその測定値が一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、県公安委員会又は道路管理者に対策の要請又は意見を述べることができます。

(3) 参考情報

島根県HP（騒音・振動・悪臭）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/soon_sindo_akushu/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(5) 航空機騒音の概況

(1) 事業目的

県内で航空機騒音の影響を受けると考えられる地域は、島根県が設置・管理する出雲空港、石見空港及び隠岐空港周辺、防衛省が設置・管理（民航共用）する鳥取県の美保飛行場周辺です。

出雲空港及び美保飛行場については、昭和60年から航空機騒音調査を実施しています。

航空機騒音に係る環境基準が国において定められており、この基準は、空港周辺地域における航空機騒音をLden（時間帯補正等価騒音レベル）で評価し、値が57デシベル又は62デシベル以下になるようにするというもので、これを当てはめる地域は知事が指定します。評価指標については、平成19年12月に環境の告示が一部改正され、平成25年4月からWECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）がLdenに変更になりました。

出雲空港周辺については、都市計画法に基づく用途地域の指定はないものの、航空機騒音から生活環境を保全すべき地域が存在すると考えられることから、出雲市の一部地域を、地域類型Ⅱ（Lden値62デシベル以下）に指定しています。また、美保飛行場周辺については、環境基準は設定していませんが、島根・鳥取両県知事の申合せで、島根県側で美保飛行場の騒音問題が生じれば、鳥取県から空港へ騒音対策を求めてもらうことになっています。

(2) 取組状況

令和元年度の調査結果は、表1のとおりで、環境基準（美保飛行場については環境基準相当値）を達成しました。今後も継続して航空機騒音調査を行い、出雲空港周辺の環境基準の達成状況を把握するとともに、美保飛行場周辺についても継続して監視します。

表1 令和元年度航空機騒音調査結果

空港	調査地点	Lden
出雲空港	下新川	51
	新田下	52
美保飛行場	宮須（安来市）	46
	遅江（松江市八束町）	38

航空機騒音対策には種々のものがありますが、出雲空港については、すでに発生源対策として優先滑走路方式（宍道湖側での離着陸）及び騒音軽減運行方式のひとつであるカットバック方式（低推力上昇方式）が実施されているほか、Lden値62デシベルを超える全住宅に対して防音工事が施されています。

(3) 参考情報

島根県HP（騒音・振動・悪臭）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/soon_sindo_akushu/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(6) 近隣騒音対策

(1) 事業目的

近隣騒音は種類、騒音レベル、発生頻度、音質等が種々雑多であり、50dB程度以下の騒音であっても苦情が発生することがあります。このため、一律的な法的規制になじまない場合も多く、騒音規制法により直接的な規制は行われていません。

一方で、騒音規制法においては、近隣騒音の内、深夜営業騒音や拡声機騒音については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な措置を講ずることとしており、深夜の住環境の保全を目的として、地方自治体が条例等による規制・指導を行う必要があります。

(2) 取組状況

カラオケ等の深夜の飲食店営業については、「深夜騒音防止対策に係る指導指針」に基づいて、市町村及び保健所が音響機器の使用・音量の自粛など、深夜の住居環境を保全する上で必要な指導を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

8. 悪臭の概況

(1) 事業目的

悪臭は人の健康に直接重大な影響を与えるものではありませんが、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであって、人に不快感や嫌悪感を与えます。

特に近年、生活環境の質的向上に対する欲求の高まりと、市街地の拡大に伴い住居と悪臭発生工場の接近等により悪臭公害は身近な問題となっています。

悪臭防止法※1では、悪臭から生活環境を保全すべき地域を、市の区域内の地域については市長が、町村の区域内の地域については知事が指定することとなっており、現在は6市において悪臭規制地域が指定されており、特定悪臭物質12物質について規制基準が設定されています。

規制地域を管轄する市長は、規制地域内の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出が規制基準を超えると、事業者に対し悪臭防止措置を講ずるよう改善勧告や改善命令を行うことができます。

(2) 取組状況

未指定市町村については、苦情の発生状況等を考慮し必要に応じて規制地域を指定していきます。

※1. 悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。同法では都道府県知事（市においては市長）が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととしている。また、平成12年5月に改正され、臭気測定業務従事者（臭気判定士）制度や事故時の措置について規定されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第3節 化学物質の環境リスク対策

1. 化学物質対策の現況

(1) ダイオキシン類対策

(1) 事業目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」※1が平成11年に制定されてから規制強化がすすみ、排出量は減少し、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）※2が低減されてきました。ダイオキシン類については、引き続き使用・排出の実態や環境中の濃度等の実態把握を行うことにより、排出抑制と環境影響の把握を行います。

(2) 取組状況

① 環境中のダイオキシン類※3濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、令和元年度に島根県において実施した大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類常時監視結果の概要は次のとおりでした。（詳細については資料編の表1に掲載。）

ア 一般環境監視

大気（6地点4回）、水質（2地点）、底質（2地点）、地下水（6地点）、土壌（4地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を満足していました。

松江市該当分においても、大気（1地点4回）、水質（1地点）、底質（1地点）、地下水（1地点）、土壌（1地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

イ 発生源周辺監視（馬潟工業団地周辺地域）

大気（1地点4回）、水質（6地点（うち4地点は4回））、底質（8地点（うち4地点は4回））、地下水（1地点）、土壌（1地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

② 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類の発生源となる施設として、火床面積が0.5㎡以上又は燃焼能力が50kg/h以上の廃棄物焼却炉など5種類の大気基準適用施設と、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設など19種類の水質基準対象施設を特定施設として定めています。

特定施設を設置する際には、設置の届出が義務づけられているほか、設置後は、年1回以上排出ガス、排水等のダイオキシン類濃度を測定し、県又は松江市に報告しなければなりません。

県及び松江市では、届出内容の審査及び指導、施設への立入検査の実施、施設設置者による測定結果の公表等を行うことにより、特定施設からのダイオキシン類排出量の削減を図っています。

ア 特定施設の設置状況

令和元年度末現在の特定施設の設置数は大気基準適用施設が60施設、水質基準適用施設が28施設です。（詳細については資料編の表2に掲載。）

イ 立入検査実施状況

令和元年度中に延べ大気基準適用施設 19 施設、水質基準適用施設 12 施設に立入検査を行いました。指摘事項等のある施設はありませんでした。（詳細は資料編の表 3 に掲載。）

立入検査にあわせて、大気基準適用施設 3 施設において排出量の測定を行いました。いずれの施設も排出基準を満たしていました。

松江市該当分においても、大気基準適用施設 1 施設において排出量の測定を行いました。排出基準を満たしていました。

ウ 施設設置者による測定結果の報告

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和元年度中（令和 2 年度以前に測定し令和 2 年度に報告のあったものを含む）に、大気基準適用施設 48 施設、水質基準適用施設 3 施設から報告がありました。

排出ガス及び排水中のダイオキシン類測定では、報告のあった全ての施設で、排出基準を満たしていました。

廃棄物焼却炉から排出される、ばいじん※4、燃え殻についても、施設設置者による測定が義務づけられており、埋立等の処分をする際には 3 ng-TEQ/g 以下となるよう処理しなければなりません。報告において 3 ng-TEQ/g を超えたばいじんについては、処分時に法で定められた薬剤処理等の適正な処理が行われていることを確認しています。

（測定結果の詳細については資料編の表 4、5、6 に掲載。）

③ 馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策

松江市八幡町にある馬潟工業団地周辺水路では、平成12年度に底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、県と松江市で対策を検討、実施しました。（経緯については資料編の表 7 に掲載。）

平成22年度には、対策工法を決定のうえ、水路の汚染底質の除去工事を実施し、平成23年度に開催した馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン対策委員会において、対策工事が適切に行われたと評価されました。また、工事費の事業者費用負担計画に基づき、対策事業に係る負担金を団地内 2 事業者より分割で徴収しました。なお、平成27年 3 月をもってすべての負担金が完済されました。

※1. ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

※2. 環境リスク

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響をおよぼすおそれ（可能性）のこと。

※3. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

※4. ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6302

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第3節 化学物質対策の現況

1. 化学物質対策の現況

(2) PRTR制度

(1) 事業目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」※1に基づく、化学物質排出移動量届出制度（PRTR）が平成14年度から始まり、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握し、集計・公表することにより、事業者による自主管理の改善促進を図り、化学物質の環境への不適切な排出の抑制を促します。

(2) 取組状況

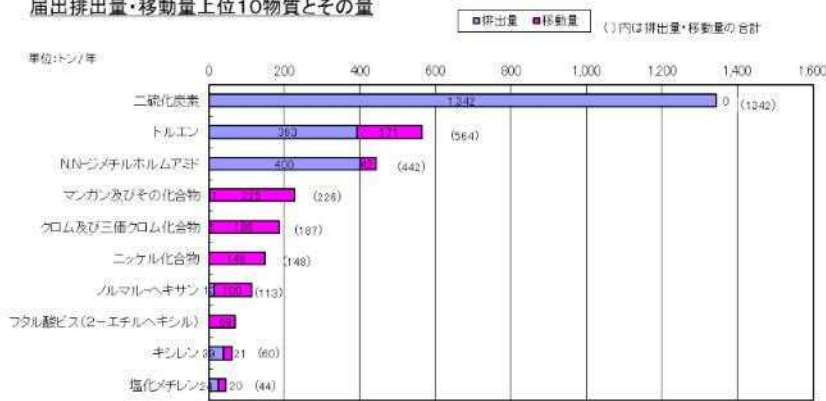
令和元年度（平成30年度実績）の排出量等について、島根県内では259事業所から届出がありました。この集計結果と、環境省が推計した届出外排出量をあわせると、島根県における化学物質の全排出量は、3,959トンとなり、これは全国の排出量369千トンに対し、1.07%（都道府県中37位）でした。

(3) 参考情報

PRTR集計結果

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kagaku/PRTR/PRTRdata.html>

届出排出量・移動量上位10物質とその量



※1. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

1. 原子力発電所の現況

- (1) 島根原子力発電所の概要
- (2) 原子力発電所の運転状況
- (3) 原子力発電所周辺の安全対策等

(1) 事業目的

原子力発電所の安全規制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などの関係法令に基づき、国が一元的に行っていますが、県としては、原子力発電所周辺の地域住民の安全と環境を守る立場から、松江市とともに中国電力㈱と「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を締結しています。県は安全協定を厳正に運用することにより、環境放射線監視や温排水調査、発電所の運転状況等の把握等を行って安全確保に万全を期しています。

一方、しまね原子力広報誌「アトムの広場」や、環境放射線情報システムなどを通じて環境放射線調査結果等の公表や原子力安全に関する知識の普及に努めています。

さらに、原子力環境センター、原子力防災センター及び島根原子力発電所等の原子力関連施設見学会を開催し、環境放射線の監視体制や原子力発電所に対する県としての安全確保対策等について、理解を得るとともに啓発を図っています。

また、原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を受けて県は防災対策の見直しを行っています。

(2) 取組状況

① 島根原子力発電所の概要

ユニット名	炉型	電気出力	試運転開始	営業運転開始	備考
1号機	沸騰水型軽水炉	46万kW	S48.12.2	S49.3.29	・H27.4/30 営業運転終了 ・H29.7/28 廃止措置開始
2号機	同上	82万kW	S63.7.11	H1.2.10	

② 原子力発電所の運転状況

	定期検査等	設備利用率	新燃料輸送搬入	使用済燃料搬出	備考
1号機	・第1回施設定期検査 (H30.1/18~5/25) ・第2回施設定期検査 (H31.2/22~R1元 7/17)	(平成30年度) — (令和元年度) —	—	—	

2号機	<ul style="list-style-type: none"> ・第16回定期検査 (H22 3/18~12/28) ・第17回定期検査 (H24 1/27~) (上記以外は運転) 	(平成30年度) 0.0% (令和元年度) 0.0%	—	—	
-----	--	-------------------------------------	---	---	--

※設備利用率 = (発電電力量) / (認可出力 × 暦時間数) × 100 (%)

③ 原子力発電所周辺の安全対策等

ア 安全協定に基づき、中国電力㈱から次の連絡を受け必要な対応を行いました。

平常時の連絡 (毎月)

発電所の運転状況や放射性廃棄物の管理状況、敷地境界モニタリングポストの測定結果等について、連絡を受け適時インターネットや環境放射線等調査結果報告書で公表しています。

また、発電所の運転状況については、毎月原則として20日にとりまとめて公表しています。

イ 立入調査

令和元年度は、安全協定に基づく立入調査を1回実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

2. 環境放射線の監視

- (1) 調査結果の概要
- (2) 原子力環境センターの運用

(1) 事業目的

原子力発電所の安全規制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などの関係法令に基づき、国が一元的に行っていますが、県としては、原子力発電所周辺の地域住民の安全と環境を守る立場から、松江市とともに中国電力㈱と「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を締結しています。県は安全協定を厳正に運用することにより、環境放射線監視や温排水調査、発電所の運転状況等の把握等を行って安全確保に万全を期しています。

(2) 取組状況

① 調査結果の概要

調査結果については、前年度までの調査資料等と比較検討した結果、島根原子力発電所による影響は認められませんでした。

ア 空間放射線の測定

モニタリングポストによる線量率の測定値は、平常の変動幅を超える値がありましたが、気象条件や他局の線量率等の関連資料等を検討した結果、いずれも降水による線量率の増加でした。

イ 地表面における人工放射能測定

一部の地点で¹³⁷Csが検出されましたが、いずれも一般の環境で認められる程度の値であり、過去の大気圏内核実験等の影響によるものと考えられます。

ウ 環境試料中の放射能

検出された放射性核種は、¹³⁷Cs、⁹⁰Sr及びトリチウムでした。

これらの測定値は、平常の変動幅内または一般の環境で認められる程度の値であり、過去の大気圏内核実験及び自然放射能等に起因するものと考えられます。

② 原子力環境センターの運用

島根県原子力環境センターは、本県の原子力安全・防災対策の体制強化の一環として設置され、緊急時対応を含めた環境放射線監視や環境試料中の放射性物質の調査などを行っています。

また、平成26年から27年にかけて、外部からの放射性物質の侵入を防ぐための放射線防護対策を実施し、原子力災害が発生した際の「緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）」の拠点としての機能を強化しています。

【施設概要】

所在地：島根県松江市西浜佐陀町582－1番地（島根県保健環境科学研究所敷地内）

建 物：鉄骨造2階建て、約1,672㎡（平成15年3月完成）

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

3. 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

4. 原子力広報

- (1) 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示
- (2) 広報誌、新聞による広報
- (3) 見学会開催
- (4) 講演会開催

(1) 事業目的

しまね原子力広報誌「アトムの広場」や、環境放射線情報システムなどを通じて環境放射線調査結果等の公表や原子力安全に関する知識の普及に努めています。

さらに、原子力環境センター、原子力防災センター及び島根原子力発電所等の原子力関連施設見学会を開催し、環境放射線の監視体制や原子力発電所に対する県としての安全確保対策等について、理解を得るとともに啓発を図っています。

(2) 取組状況

県は、「島根原子力発電所の周辺地域における環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知をはかる」ことを目的として、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会を設置しています。

また、原子力や放射線に関する知識の普及を図るため、各種広報事業を実施しています。

① 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

回	開催年月日	主な議題
第72回	H28. 5. 20	・低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題 ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画認可申請 ・島根原子力発電所の特重施設等の設置に係る設置変更許可申請 ・島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果・測定計画
第73回	H29. 6. 8	・当面実施する島根原子力発電所1号機の廃止措置の内容等 ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の審査結果 ・島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果・測定計画
第74回	H30. 6. 6	・島根原子力発電所トラブル等に関する状況 ・島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請 ・島根原子力発電所周辺環境放射線等調査結果・測定計画

② 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示

県庁県民室などに設置している環境放射線情報システム表示装置に、環境放射線の測定結果（発電所周辺に設置している環境放射線連続測定装置による）や発電所情報^(注1)をリアルタイム（10分毎更新）表示するとともに、原子力や放射線に関する啓発アニメーション等を放映しています。

ア 屋内型表示装置設置場所

県庁県民室、松江市役所、松江市鹿島支所、松江市島根支所、鹿島文化ホール、鹿島総合体育館、鹿島中学校、島根公民館、市民活動センター、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所

イ環境放射線等観測データ表示板（データ等文字のみ表示）設置場所

島根県原子力防災センター、旧御津公民館、旧恵曇公民館

ウ インターネットによるデータ公開

県のホームページ^(注2)及び携帯向けサイト^(注3)に、環境放射線測定結果と発電所情報をリアルタイム（10分毎更新）で公開しています。

（注1）発電所情報：発電出力、敷地境界モニタリングポスト値、排気筒モニタ値など

（注2）URL：<http://www.houshasen-pref-shimane.jp/>

（注3）URL：<http://www.houshasen-pref-shimane.jp/m/>

③ 広報誌による広報

原子力広報誌「アトムの広場」に測定結果を年4回掲載しました。

配布先：松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民に自治会による配布、その他県下各市町村等

配布総数：154,000部×4回

④ 見学会開催

一般住民等を対象として、「原子力関連施設見学会」を年3回開催しました。

参加者は、合計で47名でした。

【見学先】

- ・島根県原子力防災センター
- ・島根県原子力環境センター
- ・中国電力(株)島根原子力発電所

⑤ 講演会開催

一般住民等を対象として、「原子力講演会」を開催しました。参加者は、合計で134名でした。

【テーマ】福島第一原発の過酷事故は、どうすれば防ぐことができたのか？

【講師】宮野 廣 氏（法政大学大学院デザイン工学研究科 客員教授）

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

- (1) 国における原子力防災対策の見直し
- (2) 島根県における原子力防災対策の見直し
- (3) 原子力防災対策の充実・強化

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

① 国における原子力防災対策の見直し

国は、自治体等が原子力災害対策にかかる計画を策定する際の科学的、客観的判断を支援するため、原子力災害時の避難等にかかる専門的・技術的事項等について定めた「原子力災害対策指針」を平成24年10月31日に新たに策定しました。

また、その後も新たな知見等を踏まえ、8回の全面改正を行っています。

② 島根県における原子力防災対策の見直し

原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な対策について、島根県をはじめとした防災関係機関がとるべき措置等を定めた「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」を定めており、福島第一原子力発電所の事故以降、5回にわたり所要の修正をしています。

また、平成24年11月に原子力災害時における広域避難の基本を定めた「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、その後の国の動きや県の取組みを反映した修正を、平成28年3月に行いました。

③ 原子力防災対策の充実・強化

ア 地域原子力防災協議会

平成25年9月の原子力防災会議において、国が地域防災計画・避難計画の充実を支援する方針を決定しました。これを受けて、内閣府は、原子力発電所の所在する13地域毎に問題解決のためのワーキングチームを設置し、関係府省庁による支援の取り組みを開始しました。

平成27年3月に内閣府はワーキングチームの機能を強化し、「地域原子力防災協議会」へ名称変更し、同年3月の防災基本計画の修正で、同協議会での国の取組を明確に位置づけました。

協議会では作業部会を設置し、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（緊急時対応）を策定し、協議会で確認した上で、原子力防災会議へ報告し了承を受けることになっています。

島根地域では、平成27年3月以降22回の作業部会を開催し、個別課題について検討を進めています。

イ 放射線防護対策の実施

原子力防災拠点となる施設及び避難行動要支援者等の屋内退避施設（病院、社会福祉施設）に対して、外部からの放射性物質の侵入を防ぐため、施設内の陽圧化、気密性の向上、入退出管理などの放射線防護対策を実施しています。

【令和元年度末の実施状況】

- ・防災拠点施設：7施設
- ・病院、社会福祉施設（入所施設）：19施設

ウ 広域避難計画の実効性向上

平成26年5月に「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に基づく避難の受入先となる、岡山県、広島県との間で、広域避難に関する協定を締結しました。

平成28年度には、「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定し、実施体制や実施内容などをとりまとめました。

平成29年度には、国の「原子力災害発生時等における避難者の受入に係る指針」を参考に、避難者の受入手順や避難所の運営方法等について「避難者受入れガイドライン」を策定するとともに、避難手段の確保に関して、4月に中国5県のバス協会と「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」、7月に中国5県のタクシー協会と「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」をそれぞれ締結しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

(4) 緊急時モニタリング

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

原子力災害対策指針には、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）に関して、その目的や、国・地方公共団体・事業者等の役割が規定されており、県は、地域における知見を活かした緊急時モニタリング計画の策定や、原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施することとされています。

島根県では、実施体制や測定項目等の基本的事項を定めた島根県緊急時モニタリング計画の策定（平成26年8月策定、平成31年1月改訂）、緊急時に空間放射線量率を連続測定するためのモニタリングポスト等の事前配置など、緊急時モニタリング体制の充実強化を図っています。

これを踏まえ、島根県では、実施体制や測定項目等の基本的事項を定めた島根県緊急時モニタリング計画の策定（平成26年8月策定、平成31年1月改訂）、緊急時に空間放射線量率を連続測定するためのモニタリングポスト等の事前配置など、緊急時モニタリング体制の充実強化を図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

(5) 原子力防災訓練の実施

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

原子力防災訓練は、平成13年度から毎年実施していますが、令和元年度は、国が行う原子力総合防災訓練と合同で2県6市（島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市）が実施しました。

- ・ 訓練日
令和元年11月8日（金）～11月10日（日）
- ・ 主な訓練項目
 - i) 国、地方公共団体等における防災体制や協力体制、原子力緊急事態における中央と現地の連絡体制や手順の確認
 - ii) 地震との複合災害を想定し、初動対応や代替避難経路を用いた避難等の実施
 - iii) 県内外自治体への広域住民避難訓練
- ・ 参加者数等
208機関 約7,780名

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

(6) 原子力防災資機材の整備

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

平成29年12月に「島根県原子力防災資機材整備・管理計画」を策定し、業務ごとの整備水準を揃え、防災業務従事者の安全確保にかかる資機材などは共通の考え方のもと計画的に整備し、整備された資機材については、確実に保守・管理を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

(7) 研修事業

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に向けて研修を実施しています。また、国などの実施する研修も活用しています。

① 県主催による研修

緊急時モニタリング研修会（2回開催） 受講者 21名

原子力防災基礎研修受講者 83名

防災業務関係者研修（バス等運転業務従事者向け） 78名

消防団員向け原子力防災研修受講者 202名

消防団幹部団員原子力発電所視察研修 23名

自主防災組織リーダー向け原子力防災研修 103名

② 国などの実施する研修

原子力防災研修（災害対策要員研修及び図上演習） 受講者 65名

モニタリング研修 受講者 6名

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

5. 原子力防災

(8) オフサイトセンターの活用

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

平成11年9月に発生したウラン加工施設JCO東海事業所臨界事故を教訓に制定された原子力災害対策特別措置法において、国と地方公共団体との連携強化を図るため、緊急時に国、県、市等の関係者が一堂に会する拠点（オフサイトセンター）を全国の原子力施設立地地域に整備することとなりました。

島根県においては、平成13年3月に着工し、建屋が同年12月に完成、その後国が通信システム機器等を整備して平成14年3月上旬に完成したことにより、3月29日に原子力災害対策特別措置法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設の指定を経済産業大臣から受け、同年4月から運用を開始し、活用しています。

平成25年度には、外部からの放射性物質の侵入を防ぐため、放射線防護対策を実施しました。

【施設概要】

- ・ 庁舎名：島根県原子力防災センター
- ・ 所 在：松江市内中原町52番地（県庁西側敷地内）
- ・ 機 能
 - i) 緊急時：国、県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、事業者、防災関係機関が緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を設置します。
 - ii) 平常時：原子力防災専門官が常駐し、地域における原子力防災の拠点として、原子力防災訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

1. 島根県における地球温暖化対策

(1) 県内の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量

(1) 事業目的

本県では、2000年に策定した「島根県地球温暖化対策推進計画」（計画期間2000年～2010年度）に続いて、2011年3月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を新たに策定し、県内の地球温暖化※1対策を推進しています。

この計画では、温室効果ガス※2排出量の削減目標（2020年度の排出量を1990年度と比べて23%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2020年度の使用量を1990年度と比べて8%以上削減）を定めています。

このために、「温室効果ガス削減対策の見える化」による取組の支援や、「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開することなどにより、「低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまね」を目指して取組を進めています。

(2) 取組状況

2017年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）は617万6千トンで、前年度と比べて1.0%の減少、基準年である1990年度と比べると9.9%増加しました。

なお、森林吸収量を含めると、1990年度に比べて21.2%減少しました。

また、2017年度の県内のエネルギー消費量は49,646TJ（テラジュール※3）で、前年度と比べて0.2%の増加、1990年度と比べると6.9%減少しました。

1990年度と比較した部門別の伸び率を見ると、民生業務部門と民生家庭部門において、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量ともに大幅な増加が見られます。この要因として、オフィスのOA化や、ライフスタイルの変化による家庭での電気の使用量が増加したことなどが考えられます。

表1 島根県の温室効果ガス排出量

（単位：千t-CO₂）

	1990年度 (基準年)	2016年度 (基準年比)	2017年度 (基準年比)	前年度からの 増減	2017年度 構成比率
二酸化炭素	4,954	5,852 (+18.1%)	5,785 (+16.8%)	-1.1%	93.7%
エネルギー起源	4,875	5,694 (+16.8%)	5,627 (+15.4%)	-1.2%	91.1%
産業部門	1,788	2,204 (+23.2%)	2,206 (+23.4%)	0.1%	35.7%
運輸部門	1,407	1,071 (-23.8%)	1,087 (-22.7%)	1.5%	17.6%
民生業務部門	731	1,085 (+48.3%)	1,002 (+37.0%)	-7.6%	16.2%
民生家庭部門	949	1,334 (+40.6%)	1,322 (+40.4%)	-0.2%	21.6%
廃棄物部門	79	158 (+100.8%)	158 (+101.6%)	0.4%	2.6%
その他の温室効果ガス	663	388 (-41.4%)	390 (-41.1%)	0.5%	6.3%
合計	5,617	6,240 (+11.1%)	6,176 (+9.9%)	-1.0%	100.0%
森林吸収量	—	-1,721 (-30.6%)	-1,751 (-31.2%)	1.8%	
森林吸収量を加えた 温室効果ガス排出量	5,617	4,519 (-19.5%)	4,425 (-21.2%)	-2.1%	

表2 島根県のエネルギー消費量

(単位：TJ)

	1990年度 (基準年)	2016年度 (基準年比)	2017年度 (基準年比)	前年度からの 増減	2017年度 構成比率
産業部門	18,227	17,337 (-4.9%)	17,683 (-3.0%)	+2.0%	35.6%
運輸部門	19,360	14,248 (-26.4%)	14,561 (-24.8%)	+2.2%	29.3%
民生業務部門	7,386	8,965 (+17.7%)	7,967 (+7.9%)	-8.4%	16.0%
民生家庭部門	8,351	9,255 (+10.8%)	9,435 (+13.0%)	+2.0%	19.0%
	53,323	49,534 (-7.1%)	49,646 (-6.9%)	+0.2%	100.0%

※1. 地球温暖化

地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象。人の活動に伴って発生する二酸化炭素などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加することが要因とされています。2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを宣言し、具体的な施策の検討も始まっています。

※2. 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

※3. TJ（テラジュール）

熱量を表す単位の一つであるJ（ジュール）の1兆倍であり、1TJで約28万kwh（年間電気消費量の約63世帯分）に相当します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

1. 島根県における地球温暖化対策

(2) 事業者向け地球温暖化対策の実施

(1) 事業目的

事業者における地球温暖化防止に向けた取組を推進するために、省エネルギーを中心とした支援を行いました。

環境と経済、社会の好循環を生み出すため、県内事業者の積極的な環境配慮型経営を促進するため、導入・実践・定着の3段階での発展を狙った事業を構築し、持続可能な企業づくりを支援します。

(2) 取組状況

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業等により、以下の取り組みを行いました。

- ・しまねストップ温暖化宣言事業者の登録

省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。

(登録事業者数：3,901事業者)

- ・エコ経営相談の実施

事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。

(相談数：247件)

- ・エコアドバイザーの派遣

事業所設備の省エネ診断等を実施しました。

(派遣数：18事業者、延べ派遣件数33件)

- ・エコアクション21認証取得の支援

環境マネジメントシステム※1「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。

(補助件数：3件)

- ・環境関連セミナーの開催

県内の事業所に従事する社員、従業員の方に環境問題への取り組みを進めていただくために、環境問題をテーマとする「しまね親子エコフェスタ」を開催しました。

また、環境関連の法令に関して学ぶ機会として、「環境関連放棄セミナー」を開催しました。さまざまな法令に関する情報とともに、企業が取り組むべきSDGsについて、講演を通して触れていただく機会をつくりました。

※数値はいずれも令和元年度末

(3) 参考情報

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会ホームページ

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

※1. 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めたISO14001があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

1. 島根県における地球温暖化対策

- (3) 家庭向け地球温暖化対策の実施
- (4) クールシェア・ウォームシェアの推進と交流の場づくり

(1) 事業目的

環境にやさしいライフスタイルへの転換を目指し、家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、以下の事業を通して普及啓発を広く実施しました。

(2) 取組状況

①家庭エコ診断（うちエコ診断）の実施

家庭のエネルギー使用量や地域性、ライフスタイルに合わせて二酸化炭素排出量や光熱費の削減に効果的な対策を具体的に提案する「うちエコ診断」を推奨し、対面型の診断を通して、家庭での温暖化防止の取組を推進しました。

（県内のうちエコ診断実施機関による診断件数：260件）

②クールシェア・ウォームシェアの推進と交流の場づくり

家庭での省エネ行動を促すため、地域の公共施設や商業施設等を「しまエコ スポット」に設定し、のぼりの作成・掲示やチラシ配布など普及啓発を行いました。

（登録数：42施設）

(3) 参考情報

①うちエコ診断

うちエコ診断公式ホームページ

<https://www.uchieco-shindan.jp/>

令和3年4月から、自分でスマホでもできる「うちエコ診断Webサービス」が始まります。

<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>

②しまエコスポット

事業概要やスポットに関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/shima-eco-supotto.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

1. 島根県における地球温暖化対策

(5) 地球温暖化防止活動推進員の連携強化事業

(1) 事業目的

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築（環境に配慮した持続可能な社会づくり）を目指し、ボランティアで環境保全活動等に協力いただける方を「しまねエコライフサポーター」として募集し、登録しています。

登録者の中で、特に地球温暖化の現状や対策の重要性等についてひろく普及啓発を行っていただけ方を、島根県知事が「島根県地球温暖化防止活動推進員」として委嘱し、県や市町村と連携することで、地球温暖化の防止にむけて積極的な取り組みを進めます。

(2) 取組状況

環境にやさしい持続可能な地域を担う人づくりとして、島根県地球温暖化防止活動推進員と連携した温暖化防止活動を企画・実施するとともに、推進員の個人活動に対する支援や、推進員の資質向上のための研修を行いました。

また、環境ボランティア『しまエコユースサポーターズ』『しまねエコライフサポーター』や、NPO等の地域活動団体の主体的な活動を支援するとともに、互いに連携・交流する活動を促進しました。

（島根県地球温暖化防止活動推進員：43名）

(3) 参考情報

しまねエコライフサポーター（島根県ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/volunteer/shimaecosupporter.html>

島根県地球温暖化防止活動推進員（島根県ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/volunteer/suisinin.html>

しまエコユースサポーターズ（島根県ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/volunteer/shimaeco-youthsupporter.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

1. 島根県における地球温暖化対策

(6) 島根県地球温暖化対策協議会の運営

(1) 事業目的

事業者や行政、消費者など島根県内のあらゆる主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、「島根県地球温暖化対策協議会」を設立し、連携することでの相乗効果を生み出しながら、有機的な取り組みを推進しています。

また、この協議会では、島根県地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）の進行管理を行い、確実な温暖化対策の継続的な改善に努めています。

協議会では事業者部会・生活部会・行政部会の3部会を設立し、それぞれが主体的に取り組みを進めながら、連携を図ることにより温暖化対策を推進します。

(2) 取組状況

島根県地球温暖化対策実行計画の進行管理を行うために、「島根県地球温暖化対策推進会議」を令和元年8月に開催し、3部会（生活、事業者、行政）の平成30年度事業報告及び令和元年度事業計画の説明を行いました。

またこの中で基調講演として、有識者から地球温暖化の現状と地方における対策の事例について説明を受けました。

(3) 参考情報

島根県ホームページ（脱炭素社会の実現）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 鳥根県における地球温暖化対策

1. 鳥根県における地球温暖化対策

(7) 電気自動車充電器の設置

(1) 事業目的

電気自動車の普及啓発を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を活用して、電気自動車用の急速充電器をモデル的に設置しています。

(2) 取組状況

① 県設置の急速充電器

【県設置の急速充電器一覧】

	浜田（アクアス）	出雲（浜山公園）	松江（メッセ）	隠岐（隠岐合同庁舎）
住所	浜田市久代町1117-2	出雲市大社町北荒木1868-10	松江市学園南1-2-1	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
供用開始日	H26. 4. 1～	H26. 12. 15～	H26. 12. 15～	H27. 10. 1～
利用料金	無 料			
利用可能日	365日	12/29～1/3以外	365日	365日
利用可能時間	8：30～22：00	8：30～20：30	24時間	24時間

※上記のほか、県企業局が江津市松川町に1基設置しています。（平成27年3月）

② 普通充電器（公用車用）

県本庁舎1基 浜田合同庁舎1基 隠岐合同庁舎1基

電気自動車3台

※令和元年度末実績

(3) 参考情報

一般社団法人次世代自動車振興センター

<http://www.cev-pc.or.jp/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

2. 環境にやさしい率先実行計画の取組

(1) 事業目的

地球温暖化対策は、地球全体で進めていかなければならない課題であり、島根県においても、県の事務事業を始めとした事業活動等における温室効果ガス排出削減を進め、低炭素社会の実現に貢献することが求められています。

そこで、平成12年度から県の全機関において、「環境にやさしい率先実行計画」に基づき、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

(2) 取組状況

平成28年3月には「環境にやさしい率先実行計画」の第4期計画を策定しました。

計画では、令和2年度までに基準値比でCO₂排出量の4.3%削減を目標に掲げています。

環境にやさしい率先実行計画取組状況（令和元年度）

実行目標		平成22～26年度平均値 (基準値)	令和元年度	対基準 年比 (%)
CO ₂ 排出量を6%削減する。	排出量(t-CO ₂)	106,514	83,706	-21.4
電気の使用量を7%削減する。	使用量(kWh)	109,230,378	103,175,834	-5.5
灯油の使用量を3%削減する。	使用量(l)	2,688,270	2,422,788	-9.9
A重油の使用量を6%削減する。	使用量(l)	1,069,194	827,756	-22.6
LPGの使用量を5.5%削減する。	使用量(kg)	440,002	300,414	-31.7
都市ガスの使用量を1%削減する。	使用量(m ³)	1,972,157	1,942,072	-1.5
庁舎に使用するガソリンを1%削減する。	使用量(l)	8,778	7,751	-11.7
庁舎に使用する軽油を2%削減する。	使用量(l)	26,744	23,799	-11.0
公用車に使用するガソリンを1%削減する。	使用量(l)	1,631,257	1,283,336	-21.3
公用車に使用する軽油を3.5%削減する。	使用量(l)	195,578	156,615	-19.9
船舶に使用する軽油を4.5%削減する。	使用量(l)	349,670	349,530	-0.04
船舶に使用する重油を4.5%削減する。	使用量(l)	841,647	764,750	-9.1
コピー用紙の使用量を6%削減する。	購入量(t)	503	538	7.0
上水道の使用量を12%削減する。	使用量(m ³)	899,213	738,535	-17.9

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

3. グリーン購入※1の推進

(1) 事業目的

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」※2が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

県は、通常の経済活動の主体として地域経済に大きな位置を占めており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的調達に率先して取り組むことで、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与するとともに、地域経済における環境物品等への需要の転換を促し、持続可能な循環型社会の形成に大きな役割を果たします。

(2) 取組状況

令和元年度の対象品目全体でのグリーン調達率（対象品目の調達数量に占めるグリーン調達適合品の割合）は91.6%でした。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るための「しまねグリーン製品認定制度」を創設し（4章第1節1－(3)参照）、この制度における認定製品についても率先して調達していくこととしています。

(3) 参考情報

島根県グリーン調達推進方針

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/green-kounyuu.html>

しまねグリーン製品

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/s-green/>

※1. グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

※2. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律。平成13年施行。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 鳥根県における地球温暖化対策

4. 再生可能エネルギーの導入等の推進

- (1) 再生可能エネルギーを取り巻く情勢
- (2) 県の基本計画
- (3) 令和元年度における導入状況
- (4) 令和元年度の主な実施事業の実績
- (5) 省エネの取組

(1) 事業目的

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとして、エネルギーを巡る国内外の情勢が大きく変化する中、国は平成26年4月に第4次となる「エネルギー基本計画」※1を策定しました。

この中で、再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出もなく、安定供給にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギーとして位置づけられ、2013年から3年程度、導入を最大限度加速し、その後も積極的に導入することとされています。

また、「エネルギー基本計画」は少なくとも3年に1度の頻度で内容について検討を行い、必要に応じて変更を行うこととされていることから、計画見直しの検討が行われ、平成30年7月に第5次となる「エネルギー基本計画」が策定されました。この計画では、2030年度のエネルギーミックスを見直すことなく確実な実現に向けて取り組むこととされており、再生可能エネルギーについては、主力電源とするための取り組みを一層強化することなどが盛り込まれています。

(2) 取組状況

再生可能エネルギーは、エネルギー供給源の多様化や自給率向上、地球温暖化の防止、地域資源の活用による地域活性化、非常時のエネルギー確保など広範多岐にわたる効用があることから、県民、事業者、県、市町村等が一体となって、再生可能エネルギーの導入を推進するため、平成27年2月に、「鳥根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が制定されました。

この条例に基づく基本計画として、平成27年9月に、国のエネルギー政策との整合性も図りながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。

計画期間は令和元年度までとしていましたが、令和2年度通常国会で審議の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた環境整備のための関連法案の内容を反映させること、同年改定の「鳥根県地球温暖化対策実行計画」の整合性を図ることから、計画期間を1年延長し、令和2年度までの計画としました。

今後、国のエネルギー政策の状況や県計画の進捗を踏まえ、必要に応じて県計画の見直しを検討します。

(基本計画における目指すべき姿)

エネルギーの安定供給、温室効果ガス削減、また、県内に豊富に存在する地域資源を有効に活用し、地域活性化の好循環につなげるなどの地域振興、産業振興や安全な暮らしに資するような再生可能エ

エネルギーの導入を目指します。

令和元年度における導入状況

基本計画における主な目標に対する再生可能エネルギーの導入の状況は、次のとおりです。

□ 発電量割合

項 目	H30年度末 実 績	R元年度末 実 績	R2年度末 目 標
県内電力消費量に対する再生可能エネルギーの発電量割合	28.6%	30.0%	30.4%

□ 発電設備の出力等

項 目	H30年度末 実 績	R元年度末 実 績	R2年度末 目 標
太陽光発電 (住宅用・10kW未満)	67,674kW	71,120kW	83,000kW程度
太陽光発電 (メガソーラー等・10kW以上)	254,778kW	265,023kW	170,000kW程度
陸上風力発電	178,444kW	178,444kW	240,000kW程度
小水力発電(1,000kW以下)	7,493kW	7,822kW	7,853kW程度
木質バイオマス発電	19,250kW	19,250kW	18,950kW程度
太陽熱ソーラーシステム	1.5TJ	1.7TJ	6TJ/年程度 〔一般的な家庭の給湯〕 〔500世帯分に相当〕

令和元年度の主な実施事業の実績

○再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業

自治会等による地域活性化や発電事業者による地域貢献に繋がる再生可能エネルギーの導入に対し、設備導入経費を助成しました。

・実績：自治会1件・民間事業者1件

○再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業

太陽熱や地熱・地中熱、家庭用燃料電池(エネファーム)の普及を図るため、モデル的に設備導入した経費を助成しました。

・実績：個人50件

○再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業

再生可能エネルギー導入のための市町村計画の策定経費や事業化に向けた可能性調査等の経費を助成しました。

・実績：民間事業者5件

○太陽光発電等導入支援事業

住宅用・事業所用太陽光発電等の設備導入に対し、市町村を通じて、経費を助成しました。

・実績：16市町

○再生可能エネルギー普及啓発事業

小中学校・児童クラブでのエネルギー教室や、一般向けの太陽光発電設備の管理に関するセミナー等を実施しました。

令和2年版環境白書

- ・実績：小中学校22校、児童クラブ29校
 - ・実績：セミナー4会場 参加者72人
- 再生可能エネルギーの推進等に関する調査の実施等
- マイクロ水力発電の普及に向けた実証調査を実施しました。
- ・実績：4件

省エネの取組

平成30年度の実績については、2章第1節1「島根県における地球温暖化対策」をご覧ください。

(3) 参考情報

再生可能エネルギーの利活用情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/>

※1. エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法（2002年（平成14年）公布・施行）に基づき、エネルギー需給に関して総合的に講ずべき施策などについて、政府が策定します。平成26年4月に閣議決定された第4次エネルギー基本計画は、従来の「安定供給」「経済性」「環境」の視点に加え、「安全性」を考慮して策定されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
地域振興部地域政策課	0852-22-6512
環境政策課	

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 鳥根県における地球温暖化対策

5. 企業・団体等が参加する森づくりによるCO₂吸収認証の実施

(1) 事業目的

平成22年度から、県では、企業・団体等が自ら実践又は森林整備に必要な資金援助を通じて行った植栽や間伐などの森林保全活動に対し、地球温暖化防止への貢献度を認証しています。

貢献度の評価は、活動の対象となった森林及び活動内容から1年間のCO₂吸収量を算定し認証するものです。

(2) 取組状況

令和元年度認証 件数：12件（対象者 10企業、2団体）

認証CO₂量：504.62t-CO₂/年

【担当課】

所属名	問い合わせ先
森林整備課	0852-22-6541

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第2節. フロン対策の推進

1. フロン※1対策の推進

(1) 事業目的

フロン類はオゾン層※2破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素と比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロン規制については、モントリオール議定書※3及びオゾン層保護法による全廃及び生産規制等の措置のほか、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロン類についても、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律※4（フロン回収・破壊法）※5」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」により回収が義務づけられています。

業務用冷凍空調機器を規制対象とするフロン回収・破壊法については、平成19年10月に改正され、製品の整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたほか、行程管理制度の導入等により製品の廃棄時等における回収強化策が導入されました。しかし、フロン類廃棄時等の回収率は30%台と依然として低調であることに加え、高い温室効果を有する代替フロンの排出量が増加していることや、経済産業省調査で使用中の冷媒フロン類の漏えいが従前の見込みより相当大きいことが判明するなど新たな課題も生じており、更なる対策を講じる必要が出てきました。

こうした状況を踏まえ、平成25年6月に改正フロン回収・破壊法が公布され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理に関する法律」※6と改まり、製品のノンフロン化促進や管理者による機器点検の義務化などフロン類使用製品のライフサイクル全体を対象に対策強化が図られました。

(2) 取組状況

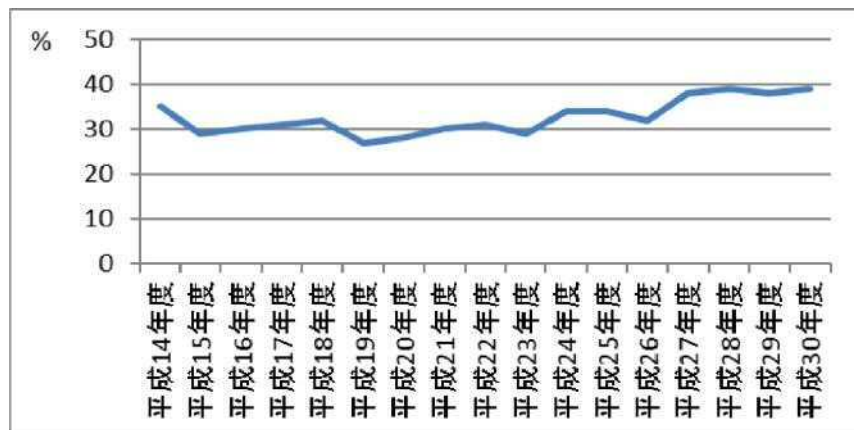
県では、法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、適正処理が実施されるよう登録業者や解体工事関係者等への立入・指導を実施しています。

また、フロンの適正管理の必要性について県民、事業者の理解を深めるため、オゾン層保護や地球温暖化防止の観点から、オゾン層保護対策推進月間（9月）に市町村、関係団体等を通じてポスターやパンフレットを配布するなど広く普及啓発を行っています。

表1 第一種フロン類充填回収業者の登録状況（H26～30年度）

	第一種フロン類充填回収業者数
H26	237
H27	274
H28	302
H29	319
H30	343

表2 第一種フロン類廃棄時等回収率の推移



※1. フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると

※2. オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（O₂）がオゾン（O₃）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から20～25kmに存在します。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっています。

※3. モントリオール議定書

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めた法律。1987年（昭和62年）に採択され、日本は1988年（昭和63年）に締結しました。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われています。

※4. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。平成18年6月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日に施行されました。平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称が改められました。改正法については、同法参照。

※5. フロン回収・破壊法

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の略称。同法参照。

※6-1. フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改められました。同法は平成27年4月に施行され、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、機器使用時におけるフロン類の漏えい防止等が新たに義務化されました。

※6-2. フロン排出抑制法

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称。同法参照。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第3節 酸性雨対策の推進

1. 酸性雨調査

(1) 事業目的

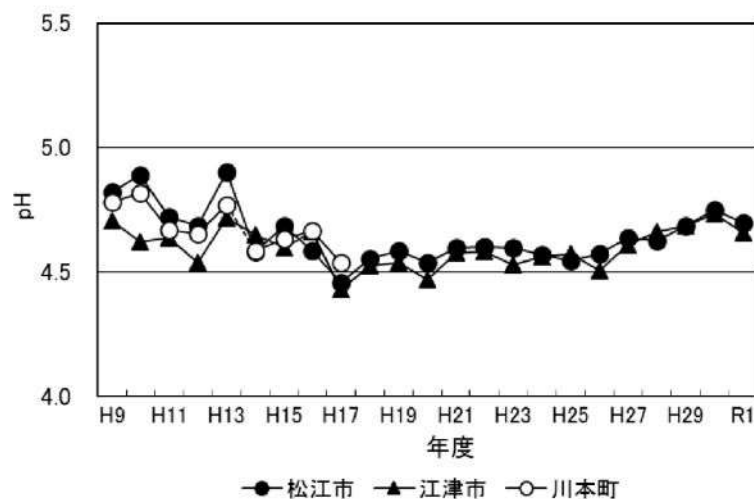
本県における酸性雨(※1)の実態把握とその酸性化機構の解明を目的に、県内2地点(松江市、江津市、平成17年度まで川本町)において降水の調査を行っています。

(2) 取組状況

採取は降水時開放型捕集装置(Wet-Only採取装置)を用い、松江は原則1週間単位、江津は2週間単位で実施しています。測定項目は、pH、電気伝導度(EC)、硫酸イオン(SO_4^{2-})、硝酸イオン(NO_3^-)、塩化物イオン(Cl^-)、アンモニウムイオン(NH_4^+)、カルシウムイオン(Ca^{2+})、マグネシウムイオン(Mg^{2+})、カリウムイオン(K^+)、ナトリウムイオン(Na^+)です。

令和元年度における年平均pHは松江：4.70、江津：4.66であり、平成18年度以降は横ばいで推移していましたが、近年は上昇している傾向が見られます。

図1 松江、江津、川本における降水のpH年平均値の経年変化



※1. 酸性雨

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が長距離に移流し拡散するうちに大気中で太陽光線、炭化水素などの影響を受け酸化し、強い酸度の雨水や霧として降下したもの。人為的影響がない場合、二酸化炭素などの影響で、pH5.6くらいだと言われており、それ以下が酸性雨のひとつの目安です。そのように雨水などに取り込まれ地表に降下するものを湿性沈着ともいいます。一方、大気汚染物質が大気中から直接地表に降下する場合もあり、乾性沈着といいます。広義では湿性沈着と乾性沈着を合わせて酸性雨と呼んでいます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第3節 酸性雨対策の推進

2. 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET※1）

(1) 事業目的

酸性雨は、その原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域にも沈着する性質があり、国を越えた広域的な環境問題となっています。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が懸念されています。

国では、東アジア地域全体を対象とした酸性雨モニタリングネットワークの必要性から、東アジアモニタリングネットワーク（EANET）を構築し、平成13年1月から本格的に稼働しています。

現在、東アジアの13カ国が参加しており、活動目的は次のとおりです。

- (ア) 東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成を促進する。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供する。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進する。

国内にはEANETモニタリング地点が12地点あり、特に島根県は東アジア地域の影響を受けやすい立地状況にあることから、隠岐測定所（隠岐の島町）が配置されています。

(2) 取組状況

島根県では測定所の管理運営や試料採取の業務を担当しています。

※1. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響を解明するとともに、この問題に対する地域協力体制の確立を目的として、各国の自主的な参加、貢献の下で設立されているネットワーク。参加国は共通の手法を用いて酸性雨のモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水の4分野）を行っており、得られたデータはネットワークセンターに集積され、解析、評価及び提供がなされています。また、データの質の向上のため、精度保証・精度管理活動等も推進しています。事務局は国連環境計画（UNEP）が指定されており、アジア太平洋地域資源センター（バンコク）においてその活動を行っています。また、ネットワークセンターには、（財）日本環境衛生センター・アジア大気汚染研究センター（新潟県）が指定されています。現在の参加国は、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ロシア、タイ及びベトナムの13か国。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(1) 循環型社会構築実現に向けた廃棄物削減等の目標設定と実績

(1) 事業目的

ごみを循環資源として再認識し、これまでごみとして処分されていた有用な資源を、より質の高い循環的な利用をめざすため、廃棄物の削減について目標を定め、毎年度の実績を管理します。

(2) 取組状況

第3期しまね循環型社会推進計画（平成28年度～令和2年度）における実績は、表1のとおりです。なお、本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により策定が義務づけられた「廃棄物処理計画」です。

① 一般廃棄物の動向

排出量は、目標値を5千t上回っており、さらに削減が必要です。

最終処分量は、平成23年度から最終処分量が大きく減少（松江市可燃ごみ溶融処理施設が稼動し、直接埋立及び焼却残渣が減少）、以降は20～23千tで横ばいに推移していますが、平成30年度は目標値を1千t上回っており、さらなる削減が必要です。

再生利用率は、平成23年度（松江市可燃ごみ溶融処理施設が稼動し、溶融スラグの利活用事業がスタート）を境に減少傾向が続き、平成30年度も目標値を下回っていることから、再生利用率の向上が必要です。

② 産業廃棄物の動向

産業廃棄物※1の排出量は、一般的には景気の動向などに大きく左右される傾向にあり、変動を繰り返しながら推移しています。島根県内での特徴として、排出量全体の約70%をがれき類、ばいじん、汚泥が占めています。排出量の増減は土木工事及び石炭火力発電所からの排出量に大きく影響される傾向にあり、平成30年度は、目標値を156千t下回っています。

最終処分量は、平成22年度をピークに、その後は、セメント資材などの需要増によるばいじんの再資源化が進んだこと等により減少傾向にあり、目標値を26千t下回っています。

再生利用率（農業を除く）は、概ね50～60%の間を推移していますが、平成30年度は62.9%で目標を達成しています。

表1 第3期しまね循環型社会推進計画の目標設定と実績

単位：千t、%

指 標		目標 R2年度	実績 H30年度
一般廃棄物	排出量	236	241
	最終処分量	20	21
	再生利用率	25	21.9
産業廃棄物	排出量	1,700	1,544
	最終処分量	250	224
	再生利用率（農業を除く）	57	62.9
	再生利用率（農業(家畜ふん尿)）	100	100
	再生利用率（農業（廃プラ））	85	51

(3) 参考情報

しまね循環型社会推進計画

進捗状況調査報告書に関する県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/junkankeikaku.html

島根県産業廃棄物実態調査

調査結果に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/>

※島根県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握するとともに、将来予測を行うため、5年に1度実施する調査です。

※1. 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(2) 県民及び事業者における環境に配慮した取組の推進

(1) 事業目的

質の高い循環型社会を実現するためには、資源の有効活用や循環利用の推進が大切です。海洋プラスチックごみや食品ロスの削減など、新たな課題も視野に入れ、発生抑制、再使用、再生利用（3R）などに社会全体で取り組みます。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい消費行動への転換促進

省エネ・省資源の視点で店舗やサービスを選択するなど、消費者が環境にやさしい店舗を積極的に利用する社会を作るため、平成30年度に「しまエコショップ登録制度」を創設しました。

登録店舗と連携し、消費者に向けた情報発信や普及啓発を実施しています。（登録数：601店舗）

また、令和2年3月には、制度創設1周年記念キャンペーンを10店舗で実施し、制度及びプラスチックごみ削減のPRを行いました。

② 県民への意識啓発

県民へ直接ごみ減量化等3Rの意識啓発を行うため、NPO等と連携して県内で開催されるイベントにブースを出展し、パネル展示や体験コーナーを通じてごみ問題への関心を高める取組を実施しました。

- ・ ブース出展イベント（開催日順）

やすぎ環境フェア（安来市）、グラントワきんさいデー（益田市）、いずも産業未来博2019（出雲市）、第26回松江市環境フェスティバル（松江市）、みすみフェスティバル（浜田市）、桜江いきいき祭り（江津市）

③ 「リユース食器」の普及

レジ袋削減に次ぐ新たな3Rの取組としてReduce（リデュース）、Reuse（リユース）の推進強化のために、イベントにおける「リユース食器」※1の使用拡大に取り組みました。

- ・ 県内のイベントにおいて「リユース食器」使用を支援しました。また、学校行事（石見養護学校、三刀屋高校、情報科学高校、平田高校、松江農林高校、出雲商業高校、出雲農林高校）へのリユース食器導入を支援しました。
- ・ リユース食器の概要を紹介するガイドブックやチラシ、パネル等を使い、県内イベントでのリユース食器普及に向けて広報を行いました。

④ 食品ロスの削減

ア 組織的な推進

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加盟し、他自治体との情報共有を行いました。

イ 食品ロスの発生抑制

- ・ 家庭での食品ロス※2を削減するため、県連合婦人会と連携し、余った料理を別の料理へとリメイクする「しまね流食べきりレシピ」を活用した料理教室を開催しました。また、「しまね流食べきりレシピ」のパネルやレシピカードを作成し、市町村の環境イベント等で普及啓発を行いました。
- ・ 宴会での食べ残しを削減するため、新聞等で「30・10運動」※3の広報を行いました。
- ・ 食品ロス削減に関する消費者教育の推進として、出前講座の開催や啓発資料の作成・配布を行いました。

(3) 参考情報

①しまエコショップについて

しまエコショップに関するホームページ

<https://shop.shima-eco.net/>

②リユース食器について

イベントごみ減量に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/eventgomi.html>

③食品ロスについて

おいしい食べきり運動（食品ロスの削減）に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/oishiitabekiri.html>

※1. リユース食器

1回使うだけでごみになる使い捨て容器（紙コップ、紙皿、発砲スチロール製どんぶり等）の代わりに使用する、繰り返し洗って再使用（リユース）する食器やカップ、お箸類などの総称

「使い捨てのライフスタイルを見直し、ものを大切に使う心を伝える」リユースの代表的な取組

※2. 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。

※3. 30・10運動

3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすための取組の一つ。

「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減する取組。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(3) 環境関連産業の発展に向けた支援の充実

(1) 事業目的

循環型社会の形成にむけて、リサイクル製品の事業化や基礎研究を行います。

(2) 取組状況

① リサイクル製品の事業化（研究開発、販路拡大）

ア 研究開発支援【産業振興課】

産業廃棄物の発生の抑制・減量化・再利用・再生利用に関する研究開発を促進するため県内の排出事業者が行う研究開発や企業の製品開発を支援しました。

資源循環型技術開発補助事業	3件
・ 鑄造工場から排出される産業廃棄物のリサイクル技術確立に向けた調査研究	
・ メッキ廃液の有効利用活用技術：EMC 対応 溶射皮膜法の開発	
・ 下水汚泥を自燃させ、その焼却灰を熔融させ、無公害で安価な路盤材料の生産	
資源循環型技術基礎研究実施事業	5件
・ 陰イオン吸着剤の最適化によるスラグ副産物中のフッ素の固定化	
・ 食品製造で生じる廃棄物の減量化および高度利用	
・ 農水産物残渣の利活用に関する研究	
・ フライアッシュ・瓦等の有効利用に関する研究	
・ 農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発	

イ しまねグリーン製品の認定・普及啓発【環境政策課】

循環資源※1を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や、再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品※2として認定しました。

(認定製品数：23社101製品)

② バイオマス※3資源の利活用の促進【農林水産総務課】

ア バイオマス利活用に向け策定された計画

- ・ バイオマス活用推進基本法に基づく計画

島根県（平成24年度策定）、出雲市（平成25年度策定）

- ・ バイオマス産業都市構想の選定

奥出雲町（平成25年度）、隠岐の島町（平成26年度）、飯南町（平成27年度）

- ・ バイオマスタウン構想の策定・公表

安来市、美郷町、吉賀町、隠岐の島町、飯南町、益田市、江津市、出雲市、奥出雲町
イ バイオマスの利活用の取組

- ・木質バイオマス発電所が平成27年度より運転
松江バイオマス発電株式会社（松江市）、合同会社しまね森林発電（江津市）
- ・林地残材バイオマス石炭混焼発電を平成25年度より実施
中国電力株式会社三隅発電所（浜田市）
- ・温浴施設等への木質バイオマスボイラー導入状況
雲南市：6施設、奥出雲町：2施設、出雲市：1施設、大田市：2施設、川本町：1施設、
美郷町：1施設、浜田市：1施設、江津市：1施設、益田市：2施設、津和野町：1施設、
吉賀町：2施設、隠岐の島町：3施設、安来市：1施設 <合計：24施設>

(3) 参考情報

①しまねグリーン製品（HPの紹介）

しまねグリーン製品に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/s-green/>

※1. 循環資源

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

※2. しまねグリーン製品

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しています。

※3. バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。また、未利用系バイオマスとして、林地残材などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379
農林水産総務課	0852-22-5966
産業振興課	0852-22-6221

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第1節. 3Rの推進に向けた意識の醸成

1. 3Rの推進に向けた意識の醸成

(4) 市町村との連携

(1) 事業目的

一般廃棄物については、排出量全体は減少しているものの、1人当たりで比較すると、全国平均よりも高く、更なる削減の余地があります。再生利用率は約2割で、全国平均よりは高いものの、減少傾向にあり、3Rの推進に向け、リサイクルに向けた分別の徹底を進めます。

(2) 取組状況

「容器包装リサイクル法」に基づき、「第9期島根県分別収集促進計画」を定めております。市町村の分別収集・再商品化の実績は下表のとおりです。

品目名	分別収集量			再商品化量		分別収集実施市町村数		
	令和元年度 年間分別収 集見込み量 ① (計画量)	令和元年度 年間分別 収集量 ② (実績量)	達成率 ②/①	年間 再商品化 量③	再商品化 率③/②	令和元年度 分別収集 予定市 町村数④	実施 市町村 数⑤	実施率 ⑤/④
無色のガラス製容器	1,435トン	1,169トン	81.5%	1,166トン	99.7%	19	19	100%
茶色のガラス製容器	1,382トン	1,073トン	77.6%	1,061トン	98.9%	19	19	100%
その他の色の ガラス製容器	905トン	979トン	108.2%	1,000トン	102.2%	19	17	89.5%
紙製容器包装	719トン	499トン	69.4%	489トン	98.0%	7	6	85.7%
ペットボトル容器	1,105トン	928トン	84.0%	876トン	94.4%	19	17	89.5%
プラスチック 製容器包装	3,325トン	3,228トン	97.1%	3,139トン	97.2%	12	12	100%
スチール製容器包装	455トン	323トン	70.1%	327トン	101.2%	19	18	94.7%
アルミニウム 製容器包装	898トン	721トン	80.3%	696トン	96.6%	19	18	94.7%
段ボール製	4,445トン	2,812トン	63.3%	2,794トン	99.4%	16	16	100%
紙パック	213トン	145トン	68.1%	141トン	97.5%	15	13	86.6%
合計	14,881トン	11,878トン	79.8%	11,692トン	98.4%			

※実施市町村数は、令和2年3月末時点の数値。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

1. 一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

(1) 事業目的

市町村の一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づき、適正処理が推進されるよう、計画の策定や見直しに係る指導・助言、国庫補助の活用についての調整等を行い、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を進めます。

(2) 取組状況

平成30年度末におけるごみ処理施設（焼却）の整備状況は、以下のとおりです。

設置主体	処理能力 t / 日	備 考
松江市	255.0	熔融施設
安来市	52.0	休止中
出雲市	218.00	熔融施設
雲南市・飯南町事務組合	30.0	ごみ燃料化施設
奥出雲町	20.0	
邑智郡総合事務組合	12.0	
浜田地区広域行政組合	98.0	熔融施設
益田地区広域市町村圏事務組合	62.0	
隠岐の島町	25.0	
西ノ島町	10.0	
海士町	7.0	
知夫村	1.56	
合 計	790.56	12施設

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

1. 一般廃棄物対策

(2) 災害廃棄物の処理

(1) 事業目的

災害廃棄物は、法律上一般廃棄物に該当するため、市町村に総括的な処理責任があります。

近年、自然災害が増えつつあり、それに伴って発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物の処理主体である市町村が作成する災害廃棄物処理計画の実効性を高めていく必要があります。

(2) 取組状況

市町村が、あらかじめ災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制、仮置場の設置、関係機関との連携・協力事項等について示していることが重要です。

しかしながら、令和2年3月末時点での県内の策定状況は、5市町のみです。

策定が進んでいない理由として、「人員や時間が確保できないこと」「専門的な情報や知見の不足」等の意見がありました。

このため、島根県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村の計画策定支援を行っており、令和元年度は、環境省のモデル事業を活用し、①未策定の市町村における現地調査・助言、②市町村向け研修会の開催などを行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(1) 廃棄物処理計画及び産業廃棄物の処理体系

(1) 事業目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」※1に基づき廃棄物処理計画を定め、廃棄物の減量や適正処理をすすめることを目的としています。

(2) 取組状況

本県では、環境への負担の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」の実現を目指すことを基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、平成28年3月に「第3期しまね循環型社会推進計画」を策定し、県内における廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進しています。

廃棄物適正処理の推進として、事業者への監視・指導のほか、不法投棄パトロール、施設整備への助成、研修会の開催などを行いました。

(3) 参考情報

第3期しまね循環型社会推進計画

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/jyunkankeikaku2.data/dai3kiyunkankeikakuA4.pdf>

※1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(2) 産業廃棄物処理施設（許可対象施設）

(1) 事業目的

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、最終処分場その他の処理施設であって政令で定めるものをいいます。）を設置しようとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、松江市長）の許可が必要です。産業廃棄物処理施設には、生活環境保全上の支障を生じさせないよう構造基準、維持管理基準等が定められています。また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱において関係住民への説明等事前協議を定めています。

こうした法律や基準、指導要綱の趣旨に沿った施設の設置を進め、住民の理解と安全で信頼できる施設の確保を図るとともに、稼働中の施設に対する監視・指導等を実施します。

(2) 取組状況

① 産業廃棄物処理施設の設置許可申請に対する審査

令和元年度末における県内の産業廃棄物中間処理施設の設置数は259施設、産業廃棄物最終処分場の設置数は17施設です。詳細については、資料編：表1及び2に記載しています。

② 産業廃棄物最終処分場の監視指導

6施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果、1施設を除いて基準以内の結果となりました。また、その1施設においても、法令に基づく基準（自らの維持管理計画に定める基準）を超過する結果となりましたが、改善指導等を行い、その後の測定では基準値以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表3のとおりです。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は、全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。詳細については、資料編：表4のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6151

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(3) 産業廃棄物処理業者

(1) 事業目的

産業廃棄物処理業の許可を申請する者に対し、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき、施設や申請者の能力及び経理的基礎等の審査を行うことで、産業廃棄物の適正な処理が行われることを目的としています。

(2) 取組状況

県では、廃棄物処理及び清掃に関する法律の基準により審査を行い、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選択できる仕組みを構築することが必要であり、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした産業廃棄物処理業者について県が認定するなど、優良な処理業者を育成する取組みも行っております。認定事業者については県のホームページにより公開しています。

令和元年度末における許可の区分別数は、下表のとおりです。

表 産業廃棄物処理業許可数

(令和元年度末現在)

区 分	産業廃棄物処理業			特別管理産業廃棄物処理業		
	許可数	収集運搬業	処分業 (最終処分)	許可数	収集運搬業	処分業 (最終処分)
県内 (松江市以外)	1,073	951	122 (10)	80	76	4 (2)
松江市	125	59	66 (3)	9	7	2 (1)
県外	735	729	6 (0)	149	149	—
合計	1,933	1,739	194 (13)	238	232	6 (3)

(3) 参考情報

優良産廃処理業者認定事業者一覧

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6790

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負荷の少ない適正処理の推進

2. 産業廃棄物対策

(4) (公財) 島根県環境管理センター

(1) 事業目的

産業廃棄物の最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況であり、適正処理を進めるため、公共関与による最終処分場を確保する必要があります。

(2) 取組状況

事業者、市町村、県が出損して(財)島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月に管理型第2期処分場、平成28年12月に管理型第3期処分場の整備を行い、平成29年3月に供用を開始しました。施設の状況は、表1のとおりです。なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

表1 クリーンパークいずも施設状況

(令和元年度末現在)

区 分	管理型埋立地			安定型埋立地	全 体
	第1期	第2期	第3期		
埋 立 面 積	19千㎡	23千㎡	39千㎡	40.4千㎡	82.4千㎡
埋 立 容 量	277千㎡	463千㎡	670千㎡	518千㎡	1,928千㎡
残 余 容 量 (R2年3月末)	408千㎡			518千㎡	1,118千㎡

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

3. 畜産に係る環境汚染の現況

(1) 事業目的

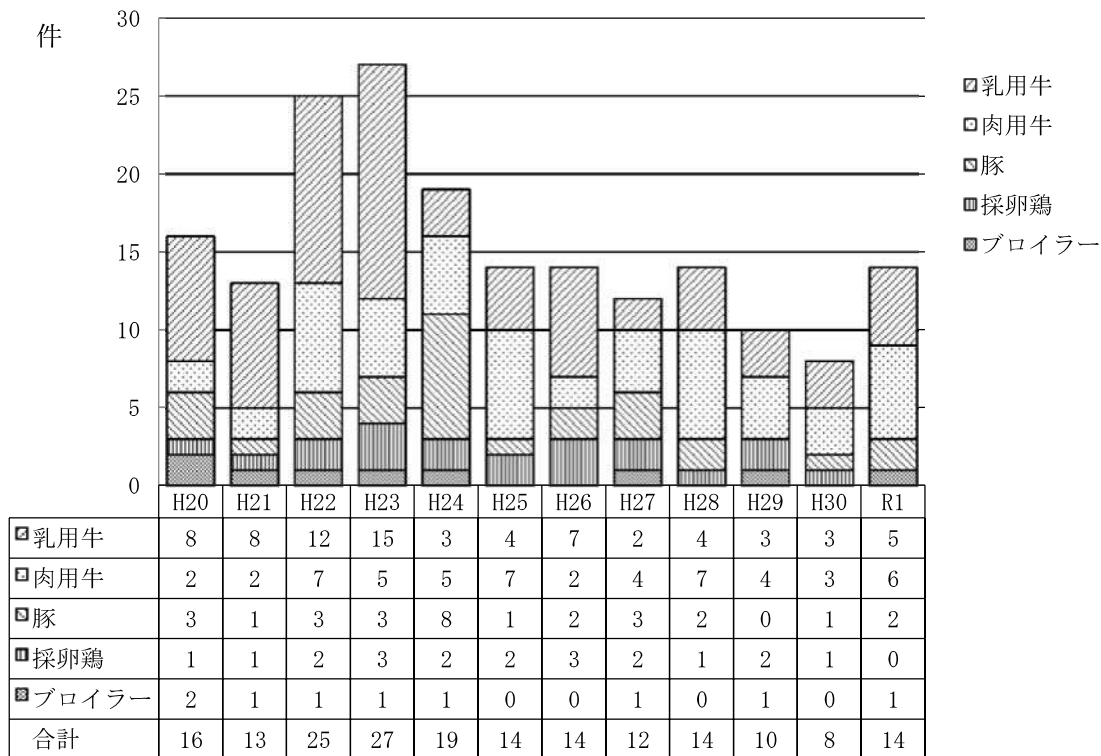
畜産業は、食料供給の重要な役割を担っていますが、他方では、水質汚濁や悪臭などの環境汚染が問題視されています。家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、地域住民からの苦情に基づき、生産現場の問題を把握し、改善に必要な指導を行うことで、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

(2) 取組状況

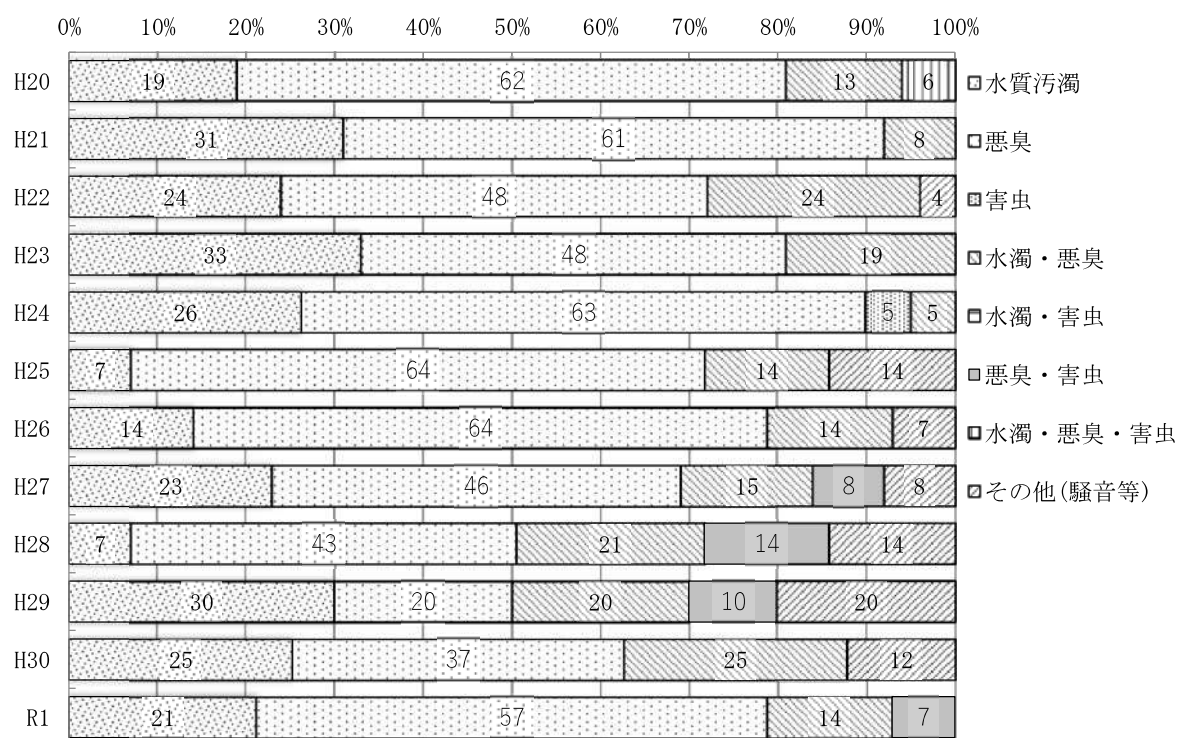
畜産業に起因する環境汚染の苦情件数は、図1のとおりで、その約6割は悪臭によるものでした。令和元年は平成30年と比較して6件増加していますが、いずれも改善に取り組んでいます。

図1 環境汚染に対する苦情の推移

① 畜種別件数の推移（件）



② 各苦情別割合の推移 (%)



【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-6951

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

4. 家畜排せつ物処理対策

- (1) 土壌還元の促進
- (2) 実態把握と指導体制の整備
- (3) 助成・融資などの措置

(1) 事業目的

家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」※1に基づき、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

(2) 取組状況

①土壌還元の促進

家畜排せつ物の有効な利活用を促進するため、耕種農家に堆肥利用マップを提供し、耕畜連携の取組みを推進しています。

②実態把握と指導体制の整備

畜産業に起因する環境汚染の改善を図るため、各農林振興センター等が市町村と連携して環境汚染の実態を把握し、畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

③助成・融資などの措置

家畜排せつ物を適正に処理するために施設整備等を行う畜産農家に対して、各種補助事業やリース事業、融資事業の活用を支援しています。(資料編参照)

※1. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
農畜産課	0852-22-5112, 6951

令和2年版環境白書

第5章 環境保全と経済発展の好循環の推進

第1節 環境関連産業の創出と振興

1. 環境関連産業の研究開発・事業化の促進

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制・減量化又は再生利用に関する技術の研究開発、産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を支援し、産業廃棄物の循環的な利用等を促進することにより、産業廃棄物の発生抑制、減量化や関連産業の活性化を図ります。

(2) 取組状況

研究開発支援の令和元年度の実績については、第4章1節をご覧ください。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
産業振興課	0852-22-6221

令和2年版環境白書

第5章 環境保全と経済発展の好循環の推進

第2節 環境関連市場の活性化

1. 環境関連市場の活性化、消費者の意識啓発

(1) 事業目的

環境保全と経済発展の好循環を実現するためには、県民、事業者、行政等の全てのものが、日常生活や事業活動など身近な経済活動の中から環境負荷を減らす行動を進めていくことが必要です。

そこで、循環資源の再資源化をした県産品を認定する「しまねグリーン製品認定制度」を普及し、県の物品・サービスの購入について定めた「島根県グリーン調達推進方針」に基づいて、県自らがグリーン製品・購入の促進を図ることで、「しまねグリーン製品」をはじめとする環境配慮型製品の生産、流通、消費を促進します。

(2) 取組状況

① グリーン購入の推進

令和元年度の実績については、第3章1節3をご覧ください。

② しまねグリーン製品の認定・普及啓発

令和元年度の実績については、第4章1節1-(4)をご覧ください。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第6章 環境保全に向けての参加の促進

第1節 環境教育・環境学習の推進

1. 環境教育・環境学習

(1) 事業目的

学校においては、持続可能な社会の実現を目指し、児童生徒の環境問題への関心を高めるとともに、人間と環境の関わり方や環境に対する人間の責任・役割について理解させ、環境の保全やよりよい環境の創造に向け、生涯にわたって主体的に行動できる能力や態度を育成することが大切です。

そのためには、以下のことが求められます。

- ①教育課程への適切な位置付けと、年間指導計画に基づいた指導
- ②全教職員の共通理解と推進体制の確立
- ③地域の人材や自然、素材（ひと・もの・こと）を生かした学習活動の工夫

(2) 取組状況

- ① 小・中学校の取組（資料編参照）【教育指導課】
- ② 県立学校の取組（資料編参照）【教育指導課】
- ③ しまね出前講座の活用

各学校では、県が実施している「しまね出前講座」（県民の要望に応じて県及び市町村職員が出向いて話や意見交換を行う）を活用した環境学習も行われています。

宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」では、身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について一緒に考えてもらっており、12団体、322名の児童・生徒が受講しました。【環境政策課】

また、実施回数の多い下水道出前講座「下水道ってな～に？」では、家庭での生活排水対策の意識向上を目的として下水道のしくみや役割を実験などによりわかりやすく解説しており、令和元年度は38団体、1,584名の児童・生徒が受講しました。【下水道推進課】

- ④ みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るため、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、32団体、890名の児童・生徒が参加しました。

- ⑤ 「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進【環境政策課】

環境に負荷の少ない学校運営を目指して、平成18年度から県内全ての公立・私立・附属学校を対象にして開始しました。

各学校での消費エネルギーを入力すると、自動的にグラフ化して表示したり、二酸化炭素の削減量を表示したりできます。また、各学校の取組計画や、活動レポートを掲載し、県民に広く公開することで、情報の発信や共有化も可能となっています。

・令和2年3月31日現在、279校の登録（県内の全ての小・中・高等学校・特別支援学校の76%）

⑥ 学校における3R・適正処理学習支援事業」の実施【環境政策課】

次世代の子どもたちが、リサイクルに取り組む企業等に出向き、循環型社会についての理解を深めてもらうことを目的に実施しています。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象に1校30万円を上限として補助しました。

・令和元年度交付学校数：20校

⑦ しまね環境アドバイザー制度【環境政策課】

環境について専門的な知識や豊富な経験を持った方を『しまね環境アドバイザー』※1として登録し、県内の学校や子供会、自治会、婦人会、企業で行われる学習会やイベント等に派遣を行っています。

・令和元年度しまね環境アドバイザー：24名

・令和元年度派遣件数：60件

⑧ 親子で取り組む環境活動促進事業【環境政策課】

幼・保育園児等の未就学児や小学校の児童とその保護者に対して、親子で簡単に取り組むことができる環境活動を促すことにより、未来を担う子どもだけでなく、その親世代や祖父母世代といった幅広い年齢層へ持続可能な社会の重要性を認識する機会をつくとともに、地域の環境活動を担う人材を育成しています。

ア 県内の幼稚園・保育園で、親子で取り組むミニエコ講座（地球温暖化に関する絵本の読み聞かせ、マイバック作りワークショップ）を開催しました。

・ミニエコ講座取組み園数：53園

イ 幼・保育園とその保護者を対象として、親子で簡単に取り組めるワークシートを配布し、家庭における省エネ行動への取り組みを促しました。

・しまねっこチャレンジ取組み園数：62園

ウ 小学校4年生とその保護者に対して、親子で環境配慮行動を体験するワークシートを実施しました。

○省エネチャレンジシート取組み学校数

・松江市内小学校：33校／34校

・浜田市内小学校：15校／16校

(3) 参考情報

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

学校における3R・適正処理学習支援事業実施学校

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/school3r.html

しまね環境アドバイザー派遣実績

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/kankyoadviser.html

※1. 環境アドバイザー

知事が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のこと。環境アドバイザーは県民や事業者等の環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379
下水道推進課	0852-22-6582
教育指導課	0852-22-6709

令和2年版環境白書

第6章 環境保全に向けての参加の促進

第2節 各主体の環境保全活動の促進

1. 普及啓発事業
 - (1) 環境月間行事
 - (2) 環境保全普及啓発の広報
2. 環境白書の発行
3. 環境保全活動助成事業

(1) 事業目的

県の環境施策や各種月間等の環境情報を発信し、環境保全に関する普及啓発を行います。

(2) 取組状況

1. 普及啓発事業

(1) 環境月間行事

6月5日の環境の日を中心として、各種の事業を実施しています。

① ライトダウンキャンペーン

6月21日から7月7日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明の消灯を呼びかけました。また、6月21日（夏至）と7月7日（クールアース・デー、七夕）を特別実施日として、両日の夜8時から10時までの2時間、一斉消灯を呼びかけました。

② 環境保全功労者に対する知事感謝状贈呈式

環境月間記念行事の一環として、環境保全に関し、顕著な功績のあった方（団体を含む）に対し、その功績をたたえ、6月27日に知事感謝状を贈呈しました。

個人：4名

団体：3団体

(2) 中国地域発展推進会議温暖化対策検討部会における普及啓発

中国地域発展推進会議は、中国地方の5県知事と経済団体の代表が、地域経済の活性化等に資する諸課題について協議し、実践的に取り組むことを目的としています。

平成22年度以降、中国地域が一体となった省エネ活動や温暖化対策について検討を行い、省エネ・節電の推進に向けた中国5県および経済界の共同アピールをとりまとめ、公表してきました。

令和元年度には、人々の行動変容による省エネを推進するため、中国5県および経済界が協働し、7月7日に各県で一斉街頭イベントを行いました。

(3) 環境保全普及啓発の広報

今日の多様化した環境問題を解決していくためには、県民、事業者及び各種団体等の自主的かつ積極的な活動が不可欠となっています。

そこで、すべての県民が環境に配慮した行動がとれるように、県の環境施策や各種月間等の環境情報について、ホームページ等の媒体を活用し広報・啓発を図っています。

2 環境白書の発行

本県の環境の状況や環境の保全に関する施策の実施状況等を「環境白書」として取りまとめ、県のホームページに掲載し、県民や事業者への公表に努めました。

3 環境保全活動支援事業

(公財)しまね自然と環境財団を通じて、県内のボランティア団体やNPO法人などによる環境保全・地球温暖化防止を目的とした活動を支援するため、以下の事業を実施しました。

① 環境保全活動助成金の交付

県内のボランティア団体や法人が行う自主的な環境保全活動を支援するため資金の一部を助成しました。

- ・助成件数：5件
- ・助成額：983千円

② 人材育成・環境学習プログラムの協働実施

地域のニーズに合わせた環境保全の取組を推進するため、各団体・法人・学生などと協働して、防災や再生可能エネルギーの活用、SDGsの取り組みなどについて、ワークショップによる意見交換・講演会・環境学習・イベントなどにおける教材展示など多様な活動の企画、運営、支援等を行いました。

(3) 参考情報

1 環境月間

- ・島根県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kankyo-gekkkan.html

- ・環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/guide/envdm/>

2 環境白書（島根県ホームページ）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kankyo_hakusyo/hakusyo.html

3-②しまね環境保全活動助成金（公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所ホームページ）

<https://www.nature-sanbe.jp/eco/bounty.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

1. 環境影響評価の概要
2. 実施状況

(1) 事業目的

環境影響評価（環境アセスメント）※1は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されましたが、施行後の状況の変化や施行を通じて明らかとなった課題等に対応するため、平成23年4月に法改正が行われ、平成25年4月1日に全面施行されました。

本県においては、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として、平成11年に「島根県環境影響評価条例」を制定し、法の対象規模未満で一定規模の事業等について環境影響評価を義務付けました。さらに、平成23年の環境影響評価法の改正を踏まえ、平成24年10月に、事業計画の立案段階から、事業の位置・規模等の決定に当たって環境の保全のために配慮すべき事項について検討する計画段階配慮書手続の導入等の条例改正を行いました。

(2) 取組状況

本県において平成30年度に環境影響評価を実施した事業は、4件でした。

環境影響評価の実施状況

対象事業名	三隅発電所2号機建設変更計画	出雲市次期可燃ごみ処理施設整備事業	(仮称) 島根風力発電事業	(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業
対象事業の種類	火力発電所	ごみ処理施設	風力発電所	風力発電所
対象事業の規模	発電所出力 2,000,000kw	処理能力 約200t/日	発電所出力 54,000kw	発電所出力 57,800kw
対象事業実施者	中国電力株式会社	出雲市	合同会社NWE-12インベストメント (合同会社NWE-09インベストメントから事業承継)	株式会社グリーンパワーインベストメント
対象事業実施区域	浜田市	出雲市	浜田市	浜田市、益田市、広島県山県郡北広島町
根拠法令等	環境影響評価法	島根県環境影響評価条例	環境影響評価法	環境影響評価法
進捗状況	平成30年4月26日 評価書公告 環境影響評価手続終了	平成30年6月22日 準備書に対する知事意見通知 平成30年9月12日 評価書公告 環境影響評価手続終了	平成30年7月13日 方法書に対する知事意見通知	平成30年9月25日 配慮書に対する知事意見通知 平成31年3月25日 島根県環境影響評価技術審査会において方法書の審査を実施

※1. 環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

3. 土地利用対策

(1) 国土利用計画・土地利用基本計画

(1) 事業目的

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画を策定し、その後、昭和61年3月の第二次計画、平成8年7月の第三次計画を経て、平成21年3月に第四次計画を策定しています。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容としており、計画書と図面からなっています。

この基本計画は、国土利用計画法※1に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、開発行為については都市計画法等の個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割をになっています。

(2) 取組状況

令和元年度には、土地利用基本計画の森林地域について3haの面積縮小を行いました。

※1. 国土利用計画法

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
用地対策課	0852-22-5897

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

3. 土地利用対策

(2) 土地取引の届出勧告制度

(1) 事業目的

国土利用計画法では、一定面積以上^{※1}の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととしています。^{※2}

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することがあります。

※1…一定面積以上の土地

- ① 市街化区域：2,000㎡以上
- ② ①を除く都市計画区域：5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外：10,000㎡以上

※2…土地の所在する市役所・町村役場を経由して届け出ます。

(2) 取組状況

令和元年度において、勧告したものはありませんでした。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
用地対策課	0852-22-5077

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

3. 土地利用対策

(3) 開発協議制度

(1) 事業目的

面積1ヘクタール以上の開発を行う事業については、「島根県土地利用対策要綱」に基づく、事前の開発協議制度を設けています。この制度は、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的として、開発の実施に際して、必要な手続きや留意すべき事項等を取りまとめて、開発事業者にお知らせするものです。

(2) 取組状況

令和元年度における状況は以下のとおりです。

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	0	4	2	0	0	2	8

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」により14件の連絡調整を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
用地対策課	0852-22-5896

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第2節 公害防止と公害防止体制の整備

1. 公害防止協定
2. 公害紛争・苦情
 - (1) 鉱害紛争・苦情処理体制
 - (2) 公害苦情の状況

(1) 事業目的

公害防止協定とは地方公共団体又は住民と企業の間、公害防止を目的に締結される協定です。県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業の間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制に上乘せした規制基準を定めるなど、きめ細かい対策がとられています。

(2) 取組状況

(1) 公害紛争・苦情処理体制

公害紛争処理のため、公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定により公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争についての処理にあたっています。制度創設から令和元年度末までに終結した事件は14件です。

また、同法49条の規定により市町村等関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めています。

(2) 公害苦情の状況

① 公害苦情件数

令和元年度に新規で受け付けた苦情は318件で、前年度と比較して15件減少しました。また、前年度から繰り越された苦情は4件でした。

② 種類

典型7公害の苦情の合計は184件で、このうち大気汚染が102件と最も多く、次に水質汚濁の36件、悪臭の23件、騒音の19件、土壌汚染の2件と続いています。典型7公害以外の苦情の合計は134件で、このうち廃棄物投棄が123件でした。

③ 処理

「直接処理」が153件、「他の機関への移送」が38件でした。また、翌年度に繰り越した苦情は8件でした。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第2節 公害防止と公害防止体制の整備

2. 公害防止管理者制度

(1) 事業目的

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

(2) 取組状況

令和元年度における公害防止管理者等の選任状況は表1のとおりです。

表1 公害防止管理者等の届出状況

(R元. 3. 31現在)

業種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者								騒音振動関係	特定粉じん関係	粉じん関係	ダイオキシン関係
				大気関係				水質関係							
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				
製造業	18 [55]	60	2	3	5	12	33	3	18	2	1	1	3	60	3
エネルギー供給業	0 [1]	1	1	1	0	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合計	18 [56]	61	3	4	5	16	33	3	18	3	1	1	3	61	3

注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第3節 環境マネジメントシステムの運用

1. オフィス活動及びグリーン購入

(1) 事業目的

県では平成15年2月から平成20年3月までISO14001による環境マネジメントシステムを運用してきましたが、平成20年4月より全庁統一した独自の環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成23年3月に「環境にやさしい率先実行計画」の推進システムとして正式に位置付け、運用を行っています。

(2) 取組状況

令和元年度の実績については、第3章1節3をご覧ください。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和2年版環境白書

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第4節 経済的措置

1. 環境保全施設の設置等に対する支援

(1) 事業目的

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に資力が少ない中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

(2) 取組状況

令和元年度は、利用がありませんでした。

(3) 参考情報

島根県まち・ひと・しごと創生資金

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyoku.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
中小企業課	0852-22-5883